

学校防災マニュアル 見直しの手引



『子供たちの命を守る実効性のあるマニュアル』を目指して



みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』（宮城県教育委員会ホームページ内）

<https://www.pref.miyagi.jp//site/gakkou-anzen-bousai/miyabou.html>

本手引や学校防災マニュアルの見直しに当たった実践事例、マニュアル整備に係る様式などが集約されています。また、実践事例は随時更新されます。全てダウンロードが可能となっています。



令和4年3月
宮城県教育委員会

目次

はじめに	4
「東日本大震災」, 「令和元年東日本台風」の教訓	5
本手引の使い方	7

1 実効性のある学校防災マニュアルに向けた見直しのポイント

(1) 実効性のある学校防災マニュアルへの見直しに当たって	8
(2) 学校防災マニュアル見直しのための手順例	9
(3) 学校防災マニュアル見直しのための手順例 (チェックリスト)	10

ステップ1【事前防災編】

2-1 実効性のある学校防災マニュアルに向けた見直しチェックリスト

2-2 見直しの方法

(1) 学校が所在する地域の災害特性や、学校を取り巻く状況等の把握に関すること

①学校周辺で想定される災害特性等が、漏れなく具体的に整理されている。	14
②避難場所までの避難経路図(地図)は、学校の施設・設備の工事等や学校外への避難経路等の状況を把握し、対策が更新されている。	15
③避難時に介助等の支援を要する児童生徒等を把握し、対策が更新されている。	16
④自治体のハザードマップや地域防災計画の更新・改訂、気象庁等の気象情報や災害発生情報及び、自治体の避難情報の最新の発表・発令のされ方に対応している。	17

(2) 災害発生時の組織体制に関すること

①校内災害本部組織と各班の業務内容及び、役割分担が明確化されている。	18
②教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者が具体的に定められ、教職員連絡網も整備されている。	19
③管理職や防災担当者が不在時に指揮を執る対応者が具体的に定められている。	20
④教職員が安全確保に重要な対応を即座に確認できるマニュアルの簡易版(リーフレット等)を作成している。	21

(3) 複数の手段による情報収集に関すること

①避難等の判断に必要な気象情報や災害発生情報、避難情報等を具体的に決めている。	22
②災害状況下の停電・通信途絶を想定した複数の具体的な情報収集の手段(機器)や担当者を決め、避難に必要な情報収集体制が整備されている。	23

(4) 安全点検に関すること

①定期・臨時・日常の計画的な安全点検について、担当者・点検箇所を定め、不備等があれば危険防止や改善に向けた対策がとれる体制が整備されている。	24
--	----

目次

(5) 施設・設備・備品の整備に関すること

- ①緊急時持ち出し品の内容・保管場所・持ち出し担当者について、具体的に定めている。・・・ 25
- ②災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めている。・・・ 26
- ③備品・備蓄品の定期的な確認・更新について定めている（避難所運営マニュアルとの整合）。・・・ 27

(6) 「緊急連絡カード、避難確認カード等」の作成に関すること

- ①事前に緊急連絡カードを作成している。・・・ 28
- ②事前に避難確認カードを作成している（個別マニュアル等）。・・・ 29

(7) 避難計画の作成、実践的な避難訓練の実施計画に関すること

- ①想定される全ての災害から様々な状況下における安全確保の対応が規定されている（登下校時、在宅時、校外活動時、学校施設等活動事業時等）。
【避難計画の作成に関すること】・・・ 30
【実践的な避難訓練の実施計画に関すること】・・・ 31
- ②想定を超える災害や二次災害を想定して、学校外の安全が確保できる避難場所が複数設定されている（二次、三次、四次避難場所の設定）。・・・ 32
- ③避難指示等を出す状況が的確に規定され、その際の具体的な避難誘導方法が規定されている。・・・ 34
- ④授業時間以外等における避難訓練の実施方法を規定している。・・・ 35
- ⑤地域と連携した合同避難訓練の計画が示されている。・・・ 36

(8) 地域と連携した取組に関すること

- ①地域や関係機関の緊急時の連携先及び担当者が確認され、複数の連絡体制が定められている。・・・ 37
- ②地域学校安全委員会の設置・運営について明記している。・・・ 38

(9) 児童生徒等の安否確認の方法に関すること

- ①授業中・休憩時間・放課後・校外学習中、登下校中、在宅時など、様々な場合を想定して、安否確認の役割分担・実施方法を定めている。・・・ 39
- ②停電、通信途絶が生じている場合の安否確認方法について、複数の多様な手段と、安否確認にあたる教職員の安全確保策及び、安否確認の際に把握すべき内容等を具体的に定めている。・・・ 40

(10) 集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準に関すること

- ①集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準（引き渡し後の安全確保に懸念がある場合の対応を含む）を定め、保護者との共有がなされている。・・・ 41
- ②集団下校・引き渡しの手順、保護者等への連絡方法、教職員間の役割分担について具体的に定めている。・・・ 43
- ③待機（宿泊）や帰宅困難の場合の待機場所、必要な食料・物資等の確保方策（備蓄の活用等）について具体的に定めている。・・・ 44

目次

(11) 市町村が定める避難所運営マニュアルとの整合に関すること		
①学校として支援する範囲，支援体制に係る各班の業務内容が具体的に示され，役割分担が定められている。	45	
②避難所を開設する場所が設定されている。	46	
(12) 学校再開に関すること		
①学校再開に向けた対応が規定されている。	47	
(13) 教職員の災害対応力強化に係る研修に関すること		
①災害特性等を踏まえた高い知見の習得や，主体的かつ適切な行動力，不測の事態でもその状況に応じた観察力や判断力等が養成できる研修等が実施されている。	48	
ステップ2【避難訓練編】	49	
3-1 避難訓練等による安全確保のための課題等を把握		
(1) 避難訓練等の実施に当たって	50	
(2) 避難訓練等による実効性確認に向けた課題把握のための視点(例)	51	
3-2 地域と連携した避難訓練実施と，地域参画による訓練等の評価・改善		
みやぎ避難訓練指導パッケージ PDCAサイクルをいかした「避難訓練チェックリスト」	52	
3-3 課題把握のための視点を取り入れた避難訓練例		54
□取組例1 地震・津波発生を想定した訓練		
□取組例2 地震・津波発生を想定した訓練(管理職不在時想定)		
【実践事例】管理職や防災担当者が不在でも，適切な避難指示等の判断や，避難行動に なげる避難訓練	55	
【実践事例】地域住民や関係機関等と連携して災害時の対応を確認する避難訓練	56	
3-4 教職員の災害対応力を高める研修事例		
(1) ブラインド型の避難訓練	57	
(2) 教職員のための避難誘導等研修	57	
(3) 災害発生時に教職員が果たすべき役割を教職員間で共通理解を図る研修	58	
(4) 災害発生時の対応に生かせる教職員ミニ研修	60	
巻末 参考資料		

はじめに

学校防災マニュアルは、災害発生時において、学校が子供たちの命を確実に守るための行動指針であり、本県では全ての学校で策定されています。

この手引は、マニュアルが地域の災害特性を十分に踏まえ、不測の事態においても子供たちの命を守る実効性のあるものとして機能していくために、どのような観点で見直しを行い、訓練等によりどのように検証を進め、さらには、全ての教職員でどのように共有を図っていくことが重要かについて示したものです。

各学校のマニュアルの見直しにあたっては、学校防災マニュアル作成ガイド（令和4年3月改訂版）と併せ、活用ください。

「宮城県学校防災体制在り方検討会議」で『マニュアル見直しに係る重要性』が提言

【会議の設置経緯】

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、県内の幼児、児童生徒が395名、教職員は22名が亡くなり、未だ35名が行方不明となっている。特に、石巻市立大川小学校においては、避難途中で児童や教職員が津波に襲われ、70名の児童及び10名の教職員が亡くなり、未だ4名の児童が行方不明となっている。

この石巻市立大川小学校事故に関する国家賠償等請求事件（以下、「大川小学校事故訴訟」という。）については、令和元年10月の最高裁判所の決定により控訴審判決が確定し、教育委員会や学校に対し、事前防災の重要性とその責務が明示された。

この判決を踏まえ、これまで行ってきた学校防災の取組について検証し、既存の取組の見直しや今後新たに実施すべき取組の方向性について改めて検討するため、県教育委員会では、令和2年2月に「宮城県学校防災体制在り方検討会議」を設置し、同年12月に、今後、教育委員会や学校が、地域や関係機関と連携して取り組むべき方向性を示した提言を含む報告書が取りまとめられた。

【マニュアルの見直しに係る提言内容（一部を抜粋して掲載）】

基本方針3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

（1）地域の災害特性等の把握〔学校〕

- ・過去の災害での被災箇所や、河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の状況の確認
- ・マニュアル等や避難訓練の内容が地域の災害特性等を踏まえ適切なものになるよう見直し

（2）不測の事態に備えた学校防災体制の整備〔学校〕

- ・地震に伴う火災等で校舎が使用できない場合など二次災害を想定した内容を明記
- ・ハザードマップなどの想定を超えるような災害に備えた複数の避難場所や避難経路の設定
- ・それらが適切かどうかを訓練等を通じて検証
- ・管理職や防災担当者不在時における権限委譲ルールを明確化

（3）学校の事前防災に係る点検及び不備の是正〔県教育委員会・市町村教育委員会〕

- ・マニュアル等が、校舎が使用できないなど二次災害を想定しているか定期的に点検
- ・不備の是正指導や課題解決への協力
- ・学校で実施する避難訓練等の参観を通じ、改善点等について指導
- ・二次・三次避難場所や避難経路が適切なものであるかについて実地調査

（4）学校防災体制等に係る客観的な課題の検証〔学校〕

- ・教職員のみでの避難訓練や、訓練の評価等を通じたマニュアル等の実効性等を客観的に検証

基本方針4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築

（1）地域の災害特性等に係る知見の共有〔学校〕

- ・地域住民とも連携しながら、地域の災害特性等に係る知見を共有

（2）地域と連携した学校防災に係る実効性の確保〔学校〕

- ・地域住民の意見も取り入れながらマニュアル等の作成・見直し
- ・地域住民や各自治体の防災部局、防災関係機関等と連携した避難訓練等の実施

【参考】「宮城県学校防災体制在り方検討会議」報告書

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/arikata.html>



「東日本大震災」の教訓

【概要】

地震名 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震
 ※東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、「東日本大震災」と呼称する。(平成 23 年4月1日)
 発生日月 平成 23 年3月 11 日 14 時 46 分
 震源地 三陸沖(北緯 38 度 06.2 分 東経 142 度 51.6 分)
 規模 深さ 24km モーメントマグニチュード 9.0
 最大震度 震度7(宮城県栗原市)



津波が襲来した気仙沼向洋高等学校

【被害概要】

(1) 人的被害

- ① 宮城県全体 死者 10,568 人(直接死 9,639 人,間接死 929 人)
 行方不明者 1,216 人 (注)宮城県 東日本大震災における被害状況より 令和 3 年 10 月 31 日現在
- ② 学校等(公立学校・園分) (単位:人)

	種別	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
児童生徒等	死亡	8	167	68	79	5	327
	不明	1	19	7	8	0	35
教職員	死亡	0	14	3	1	1	19
	不明	0	0	0	0	0	0

(注)宮城県教育委員会 平成 28 年9月10日現在

(2) 施設被害(学校関係のみ)

(単位:校(施設)・億円)

	市町村立学校	県立学校	社会教育施設	文化財施設等	国立学校施設	県有施設等	計
校(施設)数	671	91	653	351	5	5	1,776
被害額	536	318	362	53	690	14	1,973

※市町村立学校は 45 カ所の給食センター、県立学校は 2 カ所の教員宿舎被害額を含む (注)宮城県教育委員会 平成 28 年 9 月 10 日現在

【後世に伝えたい「8つ」の教訓】(みやぎ学校安全基本指針 平成 24 年 10 月県教委発行より)

教訓	主な課題【平成 23 年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査(宮城県分)の調査結果*等から】◆現場の教職員の声
1 防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践! (子供たちの命を守る積極的対話と役割分担等の確認)	●日常的に防災について校内で検討・協議する機会がなかった学校等は49%だった。 ◆全職員が避難行動や避難所開設手順を理解していなかったため、大変な状況になった。
2 これまでの避難訓練の見直し! (津波等あらゆる災害を想定し、授業時間以外も含めた避難訓練の実施)	●津波の浸水が予想されていた学校等のうち、津波に対する避難訓練を実施していなかった学校等は 57%だった。 ◆普段から津波に対応した訓練や授業中以外の訓練はしておらず、指示系統が機能しなかった。
3 二次災害に対応した、避難場所(2次・3次)の設定・避難経路の確認! (これまでの想定にとらわれない安全を確保する避難場所・避難経路)	●津波の浸水が予想されていた学校等のうち、津波に対する避難について規定していなかった学校は46%だった。 ◆津波が発生した場合は「三次避難」としていたが、どこに避難するかは明示していなかった。 ◆市指定の避難場所だったため、津波に対する高台の避難場所を設定していなかった。
4 状況に応じた安否確認マニュアルの設定! (停電時を想定した通信手段(メール配信等)の検討)	●安否確認について規定していなかった学校は59%だった。 ◆電話等の通信手段が使用できなくなることを想定していなかった。
5 保護者と引き渡しルールを事前に確認! (子供たちや保護者の命を守る引き渡し方法の確認)	●80.1%学校等で引き渡し、下校が行われていた。 ◆保護者に引き渡し後、津波に巻き込まれ犠牲となった。
6 市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営! (地域に根差した防災体制・備蓄品等の整備と関係部局との役割分担)	●避難所になった学校等の65%で避難所運営マニュアルが未整備。 ●帰宅困難な児童生徒等に対する備蓄品ない学校等は69%だった。 ●避難所について回答した学校等 800 校のうち、定期的な連絡調整会議等の開催が必要と答えた学校等は 57.1%もあった。 ◆児童の管理と避難所運営の両方をしなければならず大変だった。
7 登下校中及び在宅時の避難対応の指導! (いつでも、どこでも避難できる場所の設定・確認と家族との約束事の確認)	●阪神淡路大震災以降、震度6弱以上の地震は20回。うち東日本大震災発生まで、在校時に起きた地震は、東日本大震災と鳥取県西部地震の2回しかない。 ●1年間の時間数は、8,760 時間であり、在校時間は 1,600 時間程度で、全体の約 18%である。
8 学校を中心とした専門家による心のケア! (継続した子供たちと教職員の心のケア)	●阪神淡路大震災の経験から、アンバーサリー反応など2年後3年後に現れる。

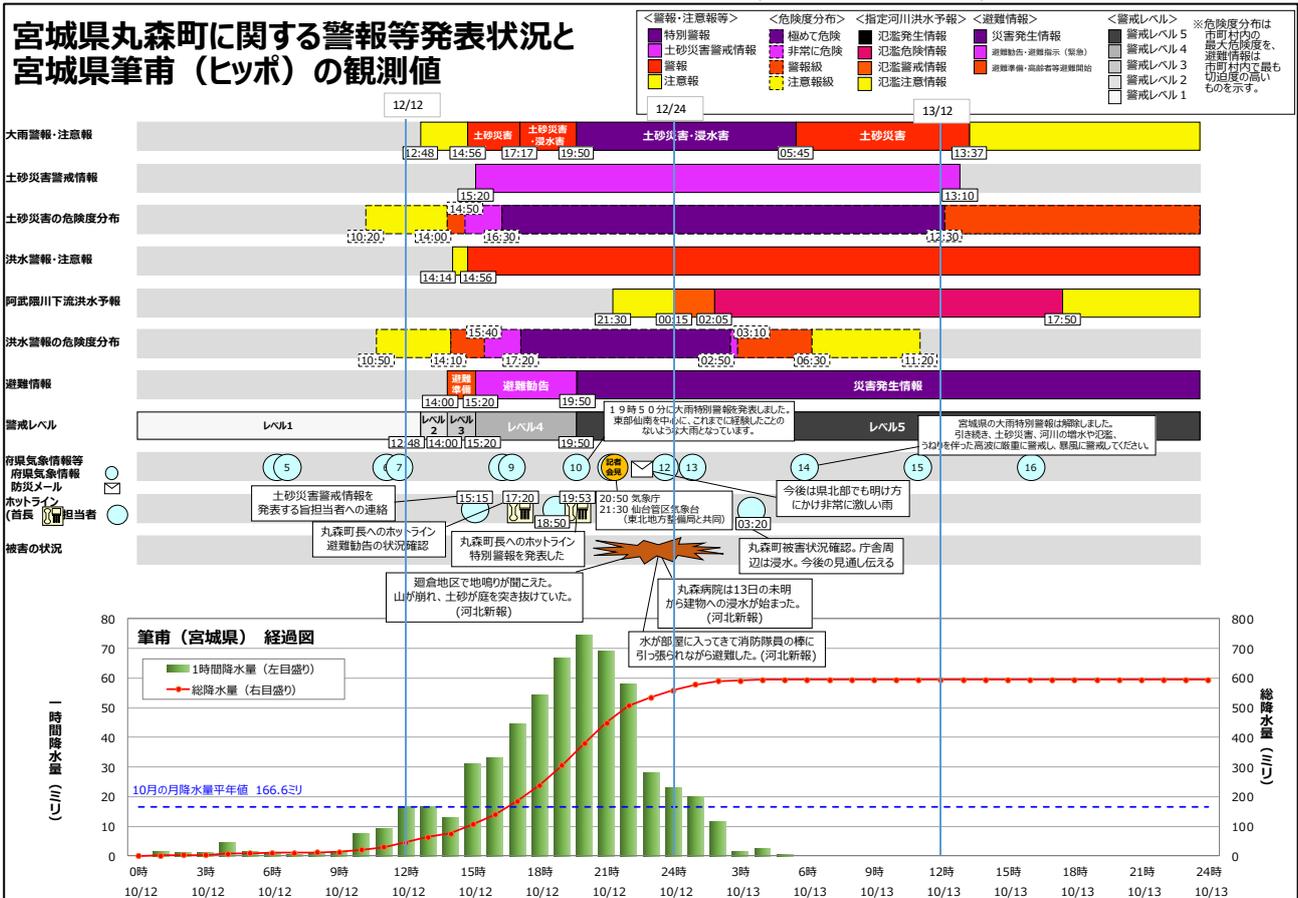
*調査対象:仙台市立学校園を除く国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全ての 848 校園

「令和元年東日本台風」の教訓

【概要】

- 台風名** 令和元年台風第19号(ハギビス Hagibis)
 ※気象庁は、顕著な災害をもたらした台風第19号について、災害の経験や教訓を後世に伝承することなどを目的として「令和元年東日本台風」と名称を定めた。
- 台風の概要** 宮城県では、台風第19号の北上により前線の活動が活発になった10月12日昼過ぎから激しい雨となった。その後台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的には猛烈な雨となった。
- 総雨量** 10月11日(金)15時から13日(日)9時までの総雨量は、宮城県の広い範囲で200mm以上の大雨となり、丸森町筆甫594.5mm、丸森427.0mm、石巻市雄勝367.0mm、仙台383.5mmと1か月分の平年値の2~3倍の雨量となった。
- 気象情報** 10月12日(土)19時50分から13日(日)5時45分にかけて、順次、県内各市町村に対して「大雨特別警報」を発表した。
- 風速** 最大風速は、12日に女川町江ノ島で24.1m/s、石巻で23.9m/sを観測した。

宮城県丸森町に関する警報等発表状況と宮城県筆甫(ヒッポ)の観測値



(注) 災害時気象報告 令和元年東日本台風等による10月10日から10月26日にかけての大雨・暴風等(令和2年3月31日気象庁より)

【被害概要】 (注) 令和元年東日本台風 宮城県の災害対応の記録とその検証(令和3年3月宮城県)より

宮城県では、記録的な大雨により河川の氾濫や堤防の決壊などが相次ぎ発生し、洪水や土砂災害などによる犠牲者の発生や土砂災害や浸水などの建物被害が多く発生した。

(1) 人的被害

- ① 宮城県全体 死者 19人
行方不明者 2人
- ② 学校等 人的被害の報告なし

(2) 施設等主な被害

- ① 河川
阿武隈川や吉田川の流域での降水量が観測史上1位を更新する記録的な大雨となった。河川の氾濫や堤防の決壊などによる洪水や土砂災害により、県管理河川においては、182河川1,210か所の施設被害があり、決壊河川は18河川36か所であった。市町村管理河川においては、199河川499か所の施設被害が発生した。
- ② 学校施設
県内の公立学校では、県立学校41校、市町村立学校106校の計147校において施設被害があり、被害総額は約14億8,500万円となっている。
主な被害状況は、施設・設備の浸水、校庭の土砂堆積・流出、校地の法面崩壊等であった。



土砂・樹木が流入した伊具高等学校

本手引の使い方

この手引は、「参考資料」、「実践事例」、「参考様式」及び別冊の「学校防災マニュアル作成ガイド(令和4年3月改訂版)」と関連させています。それぞれの資料を参考に、実効性のあるマニュアルの見直しに取り組んでください。

手引は、**ステップ1**、**ステップ2**とし、**ステップ1**では、「実効性のある学校防災マニュアルに向けた見直しチェックリスト」のチェック項目ごとに見直しの取組の参考となるよう、見直しのポイント、見直しの方法等、見直しに当たっての関連資料を記載しています。

ステップ2においては、避難訓練等による課題を把握するためのポイントや、各学校での取組の参考となる避難訓練や教職員研修等の取組事例を掲載しています。

例 **ステップ1**

2-1 実効性のある……見直しチェックリスト		
チェック項目	参考頁	
(1) ○○○○○○○○○○		
<input type="checkbox"/> ①□□□□□□□	P	O
<input type="checkbox"/> ②□□□□□□□	P	O
(2) ○○○○○○○○○○		
<input type="checkbox"/> ①□□□□□□□	P	O
<input type="checkbox"/> ②□□□□□□□	P	O
	:	
	:	

例 チェック項目ごとのページ

(1) ○○○○○○○○○○
①□□□□□□□

【見直しのポイント】

……
 ……

【見直しの方法等】

○ ……
○ ……

【作成ガイド改訂版】 P O QRコード

実践事例 ○ …… QRコード

参考資料 ○ …… QRコード

参考様式 ○ …… QRコード

なぜ必要なのか
コラム

【学校防災マニュアル見直しに当たっての関連資料について】

以下の関連資料等は、全てQRコードから確認できるようになっています。

◎学校防災マニュアル作成ガイド(令和4年3月改訂版 宮城県教育委員会) ⇒ **【作成ガイド改訂版】**

◎学校防災マニュアル見直しに当たっての実践事例 ⇒ **実践事例**

(実践事例はチェック項目ごとに紹介しており、具体的実践方法を紹介している事例もあります)

◎学校防災マニュアル見直し及び、避難訓練に当たっての参考資料 ⇒ **参考資料**

(マニュアルの見直しに参考となる関係資料等を取りまとめたもの) ※手引巻末に掲載

◎学校防災マニュアルの見直しに関連する参考様式 ⇒ **参考様式**

(学校防災マニュアルの見直しに関連する各種参考様式を集約したもの)

なぜ必要なのか: チェック項目に係る東日本大震災の教訓

コラム: チェック項目に係る見直しに必要な参考情報

なお、新たな実践事例や参考資料、様式は、県内の「地域連携型学校防災体制等構築推進事業」における実践研究協力校等の先進事例を踏まえ、みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』において、追加掲載していく予定ですので、併せて活用いただきたい。

1 実効性のある学校防災マニュアルに向けた見直しのポイント

(1) 実効性のある学校防災マニュアルへの見直しに当たって

学校保健安全法第29条に基づき各学校で作成が義務付けられている「危険等発生時対処要領」（学校防災マニュアル【以下、「マニュアル」という。】）は、学校で災害に備え、また災害があった際にどのように児童生徒の安全を確保するか等の防災管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示したものです。

各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえたマニュアルを作成していますが、いかなる災害にあっても、児童生徒等の安全を確保し、生命を確実に守っていくためには、マニュアルは実効性のあるものでなければなりません。

そのため、マニュアルは作成して終わりとなるものではなく、学校で実施した避難訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した災害事例の教訓、先進校の取組事例などを踏まえながら、常に見直し・改善を行うことが不可欠となります。

また、マニュアルにおいては、教職員の役割等が明確に示されていますが、決められている内容については、避難訓練や校内研修などを通じて、全教職員がしっかりと理解し、共通認識のもとで災害等への対応に当たることが求められます。

さらに、マニュアルの内容は、学校のみならず、保護者や地域住民、自治体防災担当部局などの関係機関にも周知・共有し、客観的な意見をいただきながら訓練・評価・改善を繰り返すなど、地域全体で軌を一にしながら取り組んでいくことが必要になります。

本手引では、「定期」「臨時」に行うマニュアル見直しに係る取組を**ステップ1【事前防災編】**とし、なかでも、避難訓練等による児童生徒の安全確保のための課題を把握し、改善していくことが重要であることから、避難訓練等による課題の把握などに係る取組を**ステップ2【避難訓練編】**として、整理しています。

【学校保健安全法】

危険等発生時対処要領の作成等

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

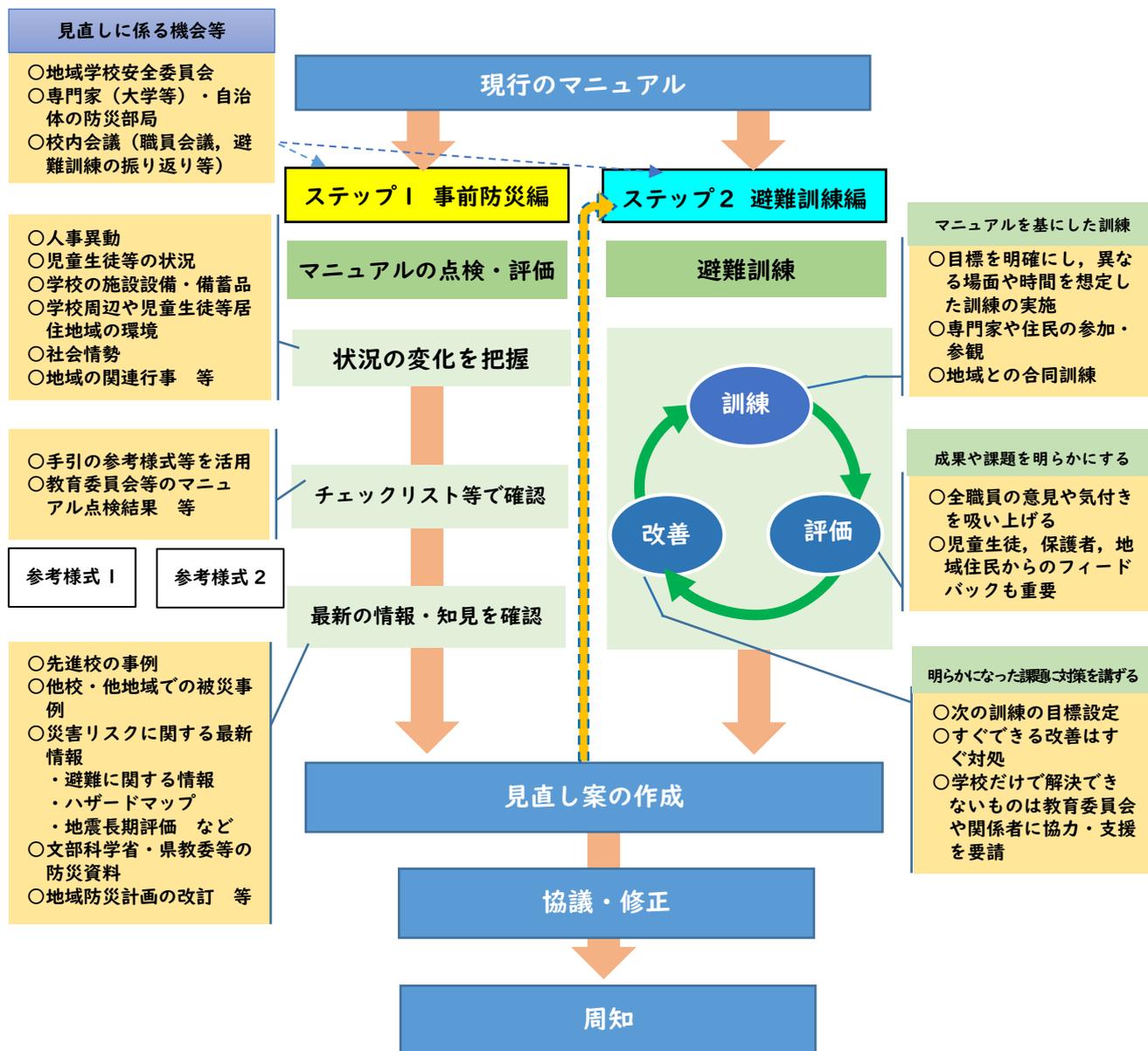
2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(2) 学校防災マニュアル見直しのための手順例

ステップ1【事前防災編】・・・「定期」「臨時」に行うマニュアル見直しに係る取組

ステップ2【避難訓練編】・・・避難訓練等による課題の把握などに係る取組



見直したマニュアルは，避難訓練等を通じ，課題を把握し，さらに改善を図るなど，災害から児童生徒等の命を守るマニュアルとなるよう，その実効性を高めていく必要があります。

(3) 学校防災マニュアル見直しのための手順例（チェックリスト）

実効性のあるマニュアルに向けて見直しをする際、地域学校安全委員会や校内の職員会議等会議の機会のほか、専門家・自治体防災部局・地域住民の参加等により下記の取組や、対応ができてきているか確認してみましょう。

見直しの手順取組例		関連ページ
状況の変化を把握	①教職員の人事異動に伴う学校環境の変化	P14～P29
	②児童生徒等の状況（支援や配慮等を要する場合の対応等）	
	③学校の施設設備・備蓄品の状況	
	④学校周辺や児童生徒等居住地域の環境の変化	
	⑤社会情勢の変化等から自校に不足している点	
	⑥地域の関係行事の実施予定等	
チェックリスト等での確認	①各教育委員会作成のチェックリスト等を活用した確認	P12～P13
	②各教育委員会におけるマニュアル点検結果での指摘事項等	
最新の情報・知見を確認	①先進校の取組事例	P17 コラム
	②他校・他地域での被災事例	
	③災害リスクに関する最新情報等	
	④文部科学省，県教育委員会等の防災資料	
	⑤自治体作成の地域防災計画の改訂等	
マニュアルを基に実際に訓練	①目的を明確にし，異なる場面や時間を想定した訓練の実施	P30～P46 P50～P56
	②専門家や住民の参加・参観による訓練の実施	
	③地域住民や自治体等，地域との合同の避難訓練の実施	
成果や課題を明らかにする	①全ての職員の意見や気付きを吸い上げ，反映	P50～P56
	②児童生徒等や保護者，地域住民からのフィードバックも重要	
明らかになった課題に対策を講じる	①明らかになった課題から次の訓練の目標設定	P50～P56
	②すぐに改善できるものはすぐに対処する	
	③学校だけで解決できない課題は教育委員会・関係者に協力・支援を要請する	
見直し案の作成	①マニュアルの点検・評価した点や避難訓練等による課題を踏まえたマニュアル見直し案の作成	P18, P21
協議・修正	①全教職員や関係者等により見直し案を協議し，修正	P38
周知	①マニュアルの見直し内容を決定し，全教職員等が共通理解を図られるよう周知	P50～P56

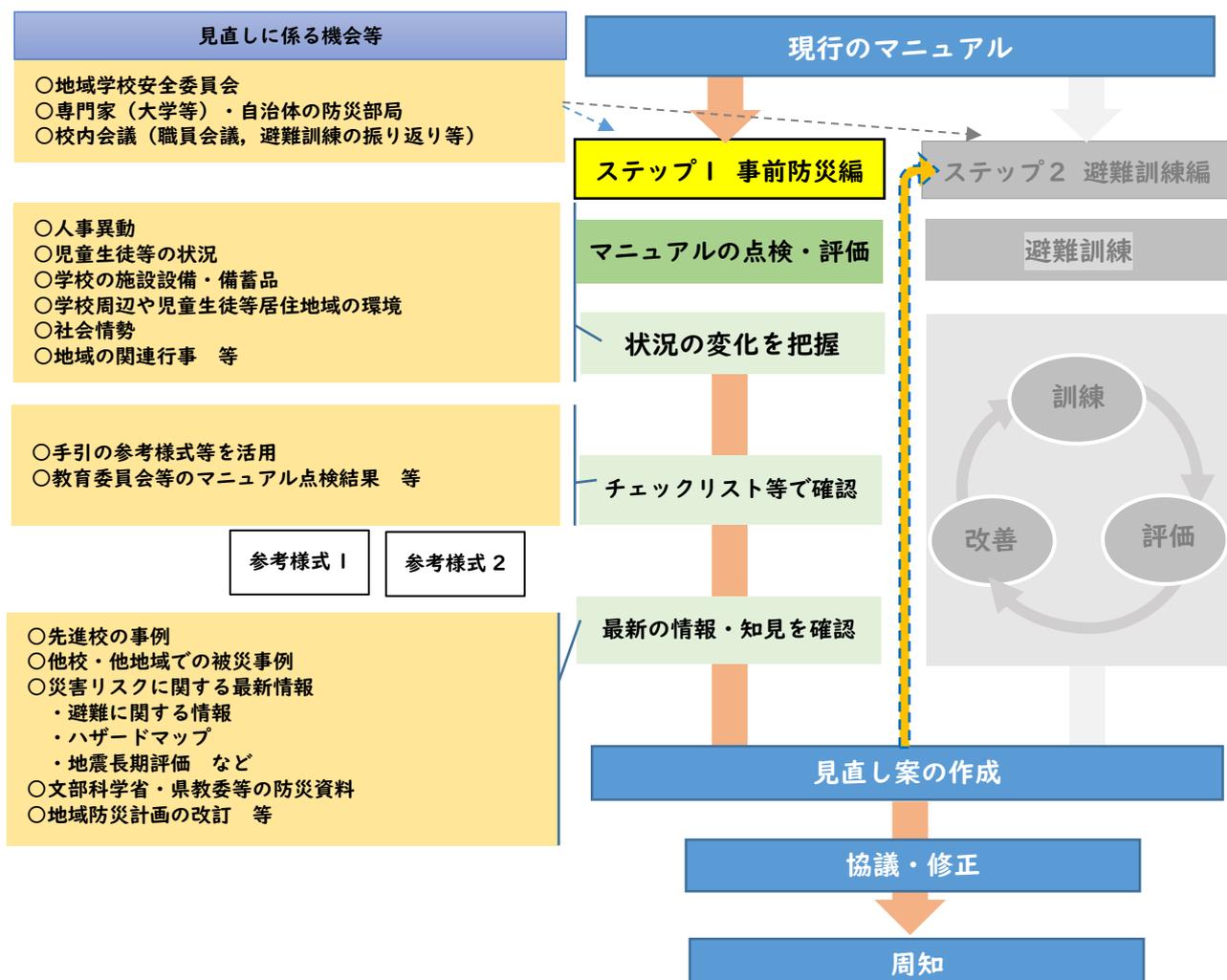
参考様式 | 学校防災マニュアル見直しのための手順例（チェックリスト）



ステップ1【事前防災編】

以下の「定期」「臨時」に行うマニュアル見直しの手順例を参考に、実効性のあるマニュアルに向けて、マニュアルの点検・評価に取り組みましょう。

【学校防災マニュアル見直しのための手順例】



ステップ1【事前防災編】は、次ページに記載している「実効性のある学校防災マニュアルに向けた見直しチェックリスト」により、以降、そのチェック項目について見直しの方法がまとめられています。

2-1 実効性のある学校防災マニュアルに向けた見直しチェックリスト

マニュアルの見直しにあたっては、以下のチェック項目について、地域住民や自治体防災担当部局、大学等の専門家などと連携して取り組むことが重要です。定期及び臨時の見直しの際に活用いただくとともに、【2-2見直しの方法】を参考に取り組んでください。

チェック項目		参考頁
(1) 学校が所在する地域の災害特性や、学校を取り巻く状況等の把握に関すること		
<input type="checkbox"/>	①学校周辺で想定される災害特性等が、漏れなく具体的に整理されている。	P14
<input type="checkbox"/>	②避難場所までの避難経路図（地図）は、学校の施設・設備の工事等や学校外への避難経路等の状況を把握し、対策が更新されている。	P15
<input type="checkbox"/>	③避難時に介助等の支援を要する児童生徒等を把握し、対策が更新されている。	P16
<input type="checkbox"/>	④自治体のハザードマップや地域防災計画の更新・改訂、気象庁等の気象情報や災害発生情報及び、自治体の避難情報の最新の発表・発令のされ方に対応している。	P17
(2) 災害発生時の組織体制に関すること		
<input type="checkbox"/>	①校内災害本部組織と各班の業務内容及び、役割分担が明確化されている。	P18
<input type="checkbox"/>	②教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者が具体的に定められ、教職員連絡網も整備されている。	P19
<input type="checkbox"/>	③管理職や防災担当者が不在時に指揮を執る対応者が具体的に定められている。	P20
<input type="checkbox"/>	④教職員が安全確保に重要な対応を即座に確認できるマニュアルの簡易版（リーフレット等）を作成している。	P21
(3) 複数の手段による情報収集に関すること		
<input type="checkbox"/>	①避難等の判断に必要な気象情報や災害発生情報、避難情報等を具体的に決めている。	P22
<input type="checkbox"/>	②災害状況下の停電・通信途絶を想定した複数の具体的な情報収集の手段（機器）や担当者を決め、避難に必要な情報収集体制が整備されている。	P23
(4) 安全点検に関すること		
<input type="checkbox"/>	①定期・臨時・日常の計画的な安全点検について、担当者・点検箇所を定め、不備等があれば危険防止や改善に向けた対策がとれる体制が整備されている。	P24
(5) 施設・設備・備品の整備に関すること		
<input type="checkbox"/>	①緊急時持ち出し品の内容・保管場所・持ち出し担当者について、具体的に定めている。	P25
<input type="checkbox"/>	②災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めている。	P26
<input type="checkbox"/>	③備品・備蓄品の定期的な確認・更新について定めている（避難所運営マニュアルとの整合）。	P27
(6) 「緊急連絡カード、避難確認カード等」の作成に関すること		
<input type="checkbox"/>	①事前に緊急連絡カードを作成している。	P28
<input type="checkbox"/>	②事前に避難確認カードを作成している（個別マニュアル等）。	P29

チェック項目		参考頁
(7) 避難計画の作成, 実践的な避難訓練の実施計画に関すること		
<input type="checkbox"/>	①想定される全ての災害から様々な状況下における安全確保の対応が規定されている(登下校時, 在宅時, 校外活動時, 学校施設等活動事業時等)。	P30~31
<input type="checkbox"/>	②想定を超える災害や二次災害を想定して, 学校外の安全が確保できる避難場所が複数設定されている(二次, 三次, 四次避難場所の設定)。	P32~33
<input type="checkbox"/>	③避難指示等を出す状況が的確に規定され, その際の具体的な避難誘導方法が規定されている。	P34
<input type="checkbox"/>	④授業時間以外等における避難訓練の実施方法を規定している。	P35
<input type="checkbox"/>	⑤地域と連携した合同避難訓練の計画が示されている。	P36
(8) 地域と連携した取組に関すること		
<input type="checkbox"/>	①地域や関係機関の緊急時の連携先及び担当者が確認され, 複数の連絡体制が定められている。	P37
<input type="checkbox"/>	②地域学校安全委員会の設置・運営について明記している。	P38
(9) 児童生徒等の安否確認の方法に関すること		
<input type="checkbox"/>	①授業中・休憩時間・放課後・校外学習中, 登下校中, 在宅時など, 様々な場合を想定して, 安否確認の役割分担・実施方法を定めている。	P39
<input type="checkbox"/>	②停電, 通信途絶が生じている場合の安否確認方法について, 複数の多様な手段と, 安否確認にあたる教職員の安全確保策及び, 安否確認の際に把握すべき内容等を具体的に定めている。	P40
(10) 集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準に関すること		
<input type="checkbox"/>	①集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準(引き渡し後の安全確保に懸念がある場合の対応を含む)を定め, 保護者との共有がなされている。	P41~42
<input type="checkbox"/>	②集団下校・引き渡しの手順, 保護者等への連絡方法, 教職員間の役割分担について具体的に定めている。	P43
<input type="checkbox"/>	③待機(宿泊)や帰宅困難の場合の待機場所, 必要な食料・物資等の確保方策(備蓄の活用等)について具体的に定めている。	P44
(11) 市町村が定める避難所運営マニュアルとの整合に関すること		
<input type="checkbox"/>	①学校として支援する範囲, 支援体制に係る各班の業務内容が具体的に示され, 役割分担が定められている。	P45
<input type="checkbox"/>	②避難所を開設する場所が設定されている。	P46
(12) 学校再開に関すること		
<input type="checkbox"/>	①学校再開に向けた対応が規定されている。	P47
(13) 教職員の災害対応力強化に係る研修に関すること		
<input type="checkbox"/>	①災害特性等を踏まえた高い知見の習得や, 主体的かつ適切な行動力, 不測の事態でもその状況に応じた観察力や判断力等が養成できる研修等が実施されている。	P48

参考様式 2 実効性のある学校防災マニュアルに向けた見直しのポイント



2-2 見直しの方法

(1) 学校が所在する地域の災害特性や、学校を取り巻く状況等の把握に関すること

① 学校周辺で想定される災害特性等が、漏れなく具体的に整理されている。

【見直しのポイント】

- 学校の標高、近隣の海や河川からの距離はどうか、また、学校に隣接する山や斜面、過去に地域で起こった災害、浸水しやすい低い土地がないか。
- 学校が所在する自治体のハザードマップ等で、どのような災害の被害が想定されているか。

【見直しの方法等】

- 自治体により、ハザードマップで発表している災害特性が異なる。学校周辺だけでなく、児童生徒等が居住する地域において、津波や大雨による浸水、土砂災害及び噴火等が及ぼす被害想定があるのかを確認する。
- 被害想定の確認では、被害が及ぶエリアや被害の大きさ等を確認する。
※例 ・津波や大雨による浸水及び噴火による融雪型火山泥流の範囲や高さ、到達が予想される時間等
・土砂災害警戒区域 など
- 自治体のハザードマップ等の確認や職員による地域を巡回しての把握に加え、地域をよく知る住民等から、これまでの災害歴や災害時に危険である場所を聞き取るなど、学校周辺の災害特性を漏れなく把握し、マニュアルに備えておく。
※担当者が変更となっても、引き継ぎに有効な資料となる。
- 自治体防災担当部局からのハザードマップ作成の考え方や学校防災マニュアルとの整合性が取れているかなどの意見は大変参考となる。
- マニュアルは、災害が自治体の地域防災計画やハザードマップでの想定を超える場合があることを考慮して作成する必要があることから、地域をよく知る住民や、自治体防災担当部局等に加え、防災の専門家等の知見を取り入れることも大切である。
- 学校周辺のハザードマップを防災マニュアルに差し込んでおくなど、いつでも確認できる状態にしておくことが必要である。

【作成ガイド改訂版】 P 3



実践事例 学校が所在する地域の災害特性や、学校を取り巻く状況等の把握に関すること



参考資料 1 学校の災害リスク整理表、
4 避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にした情報サイト



参考様式 3 あなたの学校の災害リスク整理表



- ② 避難場所までの避難経路図（地図）は、学校の施設・設備の工事等や学校外への避難経路等の状況を把握し、対策が更新されている。

【見直しのポイント】

- 避難に要する時間などが記載され、避難経路に変更はないか。
- 災害発生時における児童生徒等の避難誘導の際、学校の施設や防災設備が工事中等で使用できない状況にないか。
- 学校外への避難が想定される場合の避難経路上で、工事等により、通常の避難ルートが通れない状況にないか。

【見直しの方法等】

- 避難経路図には、避難場所までの避難に要する実測時間を記載しておく。
- 学校外の場合は、実際に現地を訪問して確認し、どのような状況であるか把握する。
- 学校の施設や防災設備、学校外の避難場所への避難経路が工事中等で使用できない場合においても、第2・第3の避難ルートを検討し、避難経路図を更新する。
- 更新した避難経路図は、教職員や児童生徒等に周知する。
- マニュアルだけでなく、校舎内に掲示するなど、「見える化」する。

実践事例 学校が所在する地域の災害特性や、学校を取り巻く状況等の把握に関すること

参考様式 3 あなたの学校の災害リスク整理表



参考様式 4 あなたの学校の防災対策整理表



③ 避難時に介助等の支援を要する児童生徒等を把握し、対策が更新されている。

【見直しのポイント】

- 車椅子や松葉杖を使用するなど、避難に時間を要する児童生徒等について、災害発生時にどのような介助等の支援が必要か。
- 薬や医療器具・機器がないと生命や生活の維持が難しい児童生徒等について、長時間の避難に備えた対策に変更はないか。(備蓄薬, 呼吸管理, 経管栄養, 体温調節は季節・天候も踏まえて)
- 突然の出来事や見通しの持てない状況に対応することが苦手な児童生徒等に対して、避難時やその後の避難生活の中で心理的な安定を図るための対策が取られているか。
- 食物アレルギーのある児童生徒等に係る個別の備蓄食料を家庭と連携して用意しているか。

【見直しの方法等】

- 階段等の避難経路上における支援の協力体制を、マニュアルに記載し、事前に教職員間で共有する。学校外への避難方法についても、同様の対応が必要となる。
- 薬や医療器具・機器がない場合に、生命や生活の維持が難しい児童生徒等においては、長時間の避難に備え、薬等を持参して避難できるようにするなど、緊急時持ち出しリストに、薬等の保管場所を記して備えるとともに、使用期限を定期的に確認する。
- 電源が必要な医療機器は非常用電源で使えるか予め確認し、非常用電源を避難訓練で必ず作動させるなど、定期的な作動により故障の未然防止と早期発見に努めるよう確認する。
※生命維持に電源が必須な場合は、非常用電源を複数台用意しておくとうい。
- 避難から保護者引き渡しまでの間や、その後の避難生活の中で心理的な安定を図るために、避難場所を区切るパーティションや個別の安心グッズを用意しているか確認する。
- 個別に対応が必要な食料(食物アレルギーや極端な偏食のある児童生徒等)や紙おむつ、安心グッズなどは、事前に保護者と相談の上、避難リュックなど個別に準備しておくことも有効である。
※食物アレルギー対応の非常食には、アレルギー原因食物が含まれていないかなどを保護者とも確認することが必要である。

コラム

障害のある児童生徒等が災害時に陥りやすい支障等を把握しておく

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」
特別支援学校における防災マニュアル作成上の留意点(P36~37)



「障害のある児童生徒等が災害時に陥りやすい支障例」や「特別支援学校の特性に応じた防災マニュアル作成時の留意点」がまとめられており、見直す際の参考となる資料である。

- ④ 自治体のハザードマップや地域防災計画の更新・改訂，気象庁等の気象情報や災害発生情報及び，自治体の避難情報の最新の発表・発令のされ方に対応している。

【見直しのポイント】

- 自治体の地域防災計画やハザードマップ等は更新されていないか。
- 気象庁等の気象情報や災害発生情報及び，自治体の避難情報の最新の発表・発令のされ方に変更はないか
- 自治体の要配慮者利用施設の指定状況や，避難所や避難場所の指定状況等に変更はないか。

【見直しの方法等】

- 学校周辺の災害各種の想定等の更新や改訂を踏まえて，避難方法や避難場所が適切かどうかを見直す。
- 気象情報や災害発生情報及び，避難情報の発表・発令のされ方の変更内容を踏まえ，避難に備えて収集する情報を更新する。
- マニュアルの変更点は，全ての教職員や，児童生徒等及び，保護者とも共有する。

【作成ガイド改訂版】 P 3, 24~27



参考様式 3 あなたの学校の災害リスク整理表



コラム 避難情報が変更になっています

内閣府 防災情報のページ
避難情報に関するガイドライン
(令和3年5月内閣府(防災担当))より



自治体から発表される避難情報について，避難のタイミングを明確にするため，これまでの避難情報等の警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化(これまでの避難勧告を発令しているタイミングで，避難指示を発令する)。

災害が発生・切迫し，警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に，自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を，警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付けている。

令和3年5月20日から
ひなんしじ **避難指示で必ず避難**
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報(緊急を要した時に発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

※1 自治体が発令する発令に把握できるものではない等の理由から，警戒レベル4に必ず発令される関係ではありません。
※2 避難指示は，これまでの避難指示のタイミングで発令されるようになります。
※3 警戒レベル3は，高齢者等以外の人も必要に応じて適切な行動を要する場合があります。避難の準備をした人，危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

(2) 災害発生時の組織体制に関すること

- ① 校内災害本部組織と各班の業務内容及び、役割分担が明確化されている。

【見直しのポイント】

- 児童生徒等の安全確保や救助・救出のための、必要な情報の収集と整理、得られた情報を基にした状況判断・意思決定できる本部組織に加え、避難誘導や救護、安全点検など適切な班が設定されているか。
- 各班の業務に携わる教職員は、可能な限り複数配置として、不在の教職員がいても、業務が滞らないようになっているか。

【見直しの方法等】

- 業務分担については、災害時に適切な行動をとることができるよう“いつ、誰が、何を、どのように”行うかを明らかにしておく。
- 特に、児童生徒等在校時の、救助・捜索にかかわる班は、棟や階ごとに複数配置や、巡回する順路等も検討する。
- 職員室・校長室・事務室やその他に常掲し、いつでも確認できるように工夫する。

【作成ガイド改訂版】 P 7～8, 33～34



- ② 教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者が具体的に定められ、教職員連絡網も整備されている。

【見直しのポイント】

- 夜間休日等の勤務時間外であっても、児童生徒等の安否確認などを的確に行うため、災害の種類や規模に応じた参集対象者を決めているか。
- 教職員の連絡先に変更はないか。

【見直しの方法等】

- 教育委員会の非常配備発令基準を踏まえるとともに、学校が所在する地域の災害特性を考慮する。
- 学校までの参集に要する時間を事前に把握しておく。
- 原則、自身及び家族の身の安全を優先し、その上で、自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなどで参集できない場合には、管理職等に連絡を入れることを定めておく。
- 災害時には、教職員の安否情報も必要となるため、教職員の連絡先に変更はないか、連絡体制を確認する。

【作成ガイド改訂版】 P 5～6



実践事例 災害発生時の組織体制に関すること



なぜ必要なのか

災害発生時は、教職員も被災で非常参集できないことがあることも考慮

「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に係る調査報告書（平成24年3月文部科学省）より

【自由記述】

「校内組織が有効に機能しなかった点とその理由」から

- 自宅が被災の可能性のある職員については、対応から外した。
- 職員の自宅の被災状況にもより、全職員が同じ体制では動くことができなかったので、できる範囲で無理のないように対応した。
- ほぼすべてのライフラインが寸断されたため、マニュアルにない対応を迫られた。特に、各家庭との連絡網が機能せず、足を運んでの連絡となったため、すばやい対応ができなくなってしまった。教職員の中には、自宅が被害に遭い、そちらの対応をせざるをえない人もいた。ガソリンがないために、出勤できない教員がいた。
- 教職員が、ガソリン、水、食料等を確保するため勤務できない状況があった。

③ 管理職や防災担当者が不在時に指揮を執る対応者が具体的に定められている。

【見直しのポイント】

□管理職や防災担当者が不在の場合でも、代理に指揮を執る教職員の優先順位を決めているか。

【見直しの方法等】

○勤務時間外の被災等によるものも含め、管理職や防災担当者が不在の場合でも、指示伝達や情報の取りまとめ等が組織的に行えるよう、代理に指揮を執る教職員の優先順位をあらかじめ決め、マニュアルへの明記状況を確認し、校内の教職員間でも共有する。

○代理に指揮を執る教職員は、その業務内容を十分に把握しておく。

【作成ガイド改訂版】 P 7, 33



実践事例 災害発生時の組織体制に関すること



なぜ必要なのか

管理職や防災担当者不在時における権限委譲ルールを明確化

「子供たちの命を守る新たな学校防災体制の構築に向けて」（令和2年12月宮城県学校防災体制在り方検討会議）より

【新たな学校防災体制の構築に向けた提言】

基本方針3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

「（2）不測の事態に備えた学校防災体制の整備」から

学校長は、災害時における教職員それぞれの役割分担や責任を明確にし、教職員間での共通理解を徹底した上で、管理職や防災主任などの防災担当者が不在時に災害が発生しても、残された教職員で児童生徒等に対し適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災担当者不在時における権限委譲ルールを明確化する。その際、日頃の防災教育や防災体制の充実強化に係る業務のほか、実際に被災した際の災害対応等において、防災主任などの防災担当者に業務が集中することがないよう、例えば校務分掌の中で各学年に防災担当者を位置付けたり、生活指導の担当者が生活安全の観点から連携したりするなど、既存の校務分掌も効果的に活用しながら、組織として対応できる学校防災体制を整備する。

- ④ 教職員が安全確保に重要な対応を即座に確認できるマニュアルの簡易版（リーフレット等）を作成している。

【見直しのポイント】

- 非常時において、マニュアルの簡易版（リーフレット等）に記載している要点が即座に理解できるものとなっているか。
- マニュアルの簡易版（リーフレット等）を避難訓練で実際に活用するなど見直しのための方策がとられているか。

【見直しの方法等】

- 簡易版の作成及び見直しに当たって、各教職員に、「見やすさ」「わかりやすさ」などの意見を聞き、記載方法等を検討する。
- マニュアルの避難経路や避難場所など、見直した項目について簡易版の記載内容も併せて変更されているかを確認する。
- マニュアルの簡易版としては、要点を1枚の用紙にまとめたリーフレットの他、係ごとのT o D oを各1枚に整理したアクションカードの形態で準備することもできる。
- マニュアル本体についても、避難訓練等で見直した項目を、年度途中でいつでも差し替えが容易にできるように、マニュアルの様式や製本等の仕方を工夫しておくとうい。

実践事例 災害発生時の組織体制に関すること



(3) 複数の手段による情報収集に関すること

- ① 避難等の判断に必要な気象情報や災害発生情報、避難情報等を具体的に決めている。

【見直しのポイント】

- 学校が所在する地域の災害特性等に応じ、災害の種類ごとに、どの気象情報や災害発生情報、避難情報等の発表及び発令状況のタイミングで避難行動を取るべきか、具体的に定められているか。

【見直しの方法等】

- 地震や津波、火山の噴火、急な大雨などの突発的に起こる災害のほか、台風を想定した数日後の大雨による洪水、土砂災害に備えたものなど、それぞれの災害の種類ごとに、避難等に必要な情報が複数の方法で収集できるようになっているか確認する。
- 特に、大雨の際の避難等の判断を検討する際には、タイムラインを活用することが有効である。
- 児童生徒等の在校時だけでなく、登下校時の対応や臨時休業等の判断の際にも、活用できる対応として整理し、児童生徒等や各家庭とも共有する。

【作成ガイド改訂版】 P 10～37



実践事例 複数の手段による情報収集に関すること



参考資料 2 気象庁が発表する気象情報等

3 気象警報・注意報や天気予報の発表区域について

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

4 避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にした情報サイト



参考様式 9 大規模地震発生時避難場所等一覧【掲示用】



- ② 災害状況下の停電・通信途絶を想定した複数の具体的な情報収集の手段（機器）や担当者を決め、避難に必要な情報収集体制が整備されている。

【見直しのポイント】

- 停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難なども想定し、停電時にも利用できるか、屋外に持ち出して利用できるかなどを考慮した上で、複数の通信・情報収集手段（機器）と情報収集先が検討されているか。
- 情報収集は誰が行い、複数の担当者が充てられているか。
- 校内放送の代替手段が講じてられているか。

【見直しの方法等】

- 情報収集の仕方は、複数の担当者が訓練等で、実際に確認する。
- 情報収集すべき内容をマニュアルに整理し、インターネットからの情報は、緊急時にすぐに収集できるように、QRコードも併せて記載したり、また、パソコンのデスクトップ上にアイコンを表示させたりしておくなど、いつでも使用可能な状態になっているか確認する。なお、定期的にリンク先に変更がないかも併せて確認する。
- 校内放送が使えない場合を想定して、拡声器やトランシーバーなどはいつでも取り出せる場所に備えてあるか確認する。

【作成ガイド改訂版】 P 7～37



実践事例 複数の手段による情報収集に関すること



参考資料 4 避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にしたい情報サイト



コラム 通信・情報収集手段と収集先及び情報収集すべき内容（例）

通信・情報収集手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯型ラジオ(手回し充電式, 電池), 車載ラジオ ● テレビ, カーナビ機器のテレビ機能 ● インターネット(PC, スマートフォン) ● 電話, FAX ● 防災行政無線(受信機), 広報車 など <p>※防災行政無線は自治体からの情報発信のものや, 教育委員会等設置者からの情報発信のもの等がある。</p>
情報収集先	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村のウェブサイト, SNS, メールサービス ● 緊急速報エリアメールサービス ● テレビ・ラジオ各局放送, データ放送 ● 宮城県の防災気象情報に関するポータルサイト ● 民間の気象情報提供サイト など
情報収集すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ★ 地震の震度や規模 ★ 大雨に関する気象情報 ★ 土砂災害警戒情報 ★ 避難所開設状況 ★ 地域の被害状況(浸水被害, 停電, 断水, 通行止め等) 等 ★ 津波の予想の高さや到達予想時刻 ★ 河川の氾濫危険情報 ★ 自治体の発令する避難情報

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)に一部加筆して作成

(4) 安全点検に関すること

- ① 定期・臨時・日常の計画的な安全点検について、担当者・点検箇所を定め、不備等があれば危険防止や改善に向けた対策がとれる体制が整備されている。

【注意】安全点検は、防犯、交通安全、防災、校内事故防止といった複数の視点から点検を実施するため、ここでは、学校内の施設・設備にだけでなく、校地の周辺や児童生徒等が使う通学路等も対象として行う、安全点検全般として示します。

【見直しのポイント】

- 安全点検表などの点検箇所に漏れがなく、点検方法が示されているか。
- 教育委員会等とも連携を密に改善措置がとれる体制となっているか。

【見直しの方法等】

- 学校保健安全法施行規則では、学校において定期点検・臨時点検・日常点検という3種類の安全点検を実施することが求められている。点検が計画的に実施できるよう、それぞれの時期や方法、対象について、具体的に定められているか確認する。
- 学校内外の施設・設備等の点検は、点検の担当者を定め、継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出する。そのため、マニュアルに備えている安全点検表などの点検箇所に漏れがないかを確認する。
- 危険箇所を抽出する上では、日常生活の中で児童生徒等、保護者、地域から得られる各種ヒヤリ・ハット情報や過去の事故等の発生に関する情報は日々蓄積しておき、定期の安全点検のタイミングなどに合わせて共有・集計し、分析及び管理の対象とする。
- 安全点検では、定期的に複数の担当者で行うなど、複数の目で確認し、見落としをなくす体制となるよう工夫する。
- 点検方法としては、目視・打音・振動・負荷・作動等による実施が考えられるが、対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせて行う。また、必要に応じ、そうした点検方法が点検表に記載されているか確認する。
- 危険箇所を把握した場合は、校内で対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録しておく。また、校内のみでの対応が困難なものについては、校内安全(防災)委員会等で分析・対策・管理する。
- 教職員のみで危険のリスクが十分に判断できない場合に、教育委員会への報告体制(専門家への調査依頼等含む)が整っているかを確認する。

実践事例 安全点検に関すること



参考資料 5 学校保健安全法施行規則で求める3種類の安全点検
6 点検すべき項目例、安全点検の実施例



(5) 施設・設備・備品の整備に関すること

- ① 緊急時持ち出し品の内容・保管場所・持ち出し担当者について、具体的に定めている。

【見直しのポイント】

- 緊急時の持ち出し品の保管場所と持ち出し担当者を確認するとともに、持ち出し担当者が不在の場合の代理者も決めているか。
- 薬や医療器具・機器がないと生命や生活の維持が難しい児童生徒等については、長時間の避難に備え、薬等を持参して避難できるようにするなど、緊急時持ち出しリストに薬等の保管場所を記して備え、これに変更がないか。

【見直しの方法等】

- 緊急時持ち出し品リストに記載の内容について、現物と保管場所を実際に確認する。
なお、緊急時持ち出し品については、避難後の児童生徒等の対応に必要なものを中心として最小限にとどめ、事前に何を持ち出すべきかを、教職員間で検討しておく。
- 応急手当などに必要な物品は、「救急セット」など簡易に持ち運びができるような形で、保健室だけでなく体育館にも用意するなど、手当て等に時間をかけないよう、何をどこに保管しておくかを、様々な観点から検討する。
- 事故・災害等の発生時には、外部の関係機関等と連携して対応に当たることが多いため、学校内の施設や設備の配置を図面に落として整理しておく、関係機関等との事前協議にも活用することができ、いざという時のスムーズな連携も可能となる。
- 校地・校舎平面図（白図）も、災害対応の際に関係機関等と連携して対応策を検討する際や、避難者の収容計画を立てたり、避難者向けの案内を作成したりする際に役立つため、すぐに使えるようにあらかじめ所在を確認し、可能な範囲で複数準備しておく。

【作成ガイド改訂版】 P 8



実践事例 施設・設備・備品の整備に関すること



参考様式 5 緊急時持ち出し品、重要書類保管場所一覧（例）



- ② 災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めている。

【見直しのポイント】

- 学校運営における重要書類等は、災害による損失・滅失を防止することが必要であるため、例えば耐火・防水キャビネットに保管されているか。

【見直しの方法等】

- 特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される学校では、重要書類等は水没・流出・埋没を防げる上階に保管しているかなど、保管場所を検討・確認する。

参考様式 5 緊急時持ち出し品、重要書類保管場所一覧（例）



- ③ 備品・備蓄品の定期的な確認・更新について定めている（避難所運営マニュアルとの整合）。

【見直しのポイント】

- 学校では、様々な場面を想定して、必要な物資・資器材を準備しておくとともに、それを適切に維持・管理することが必要なため、マニュアルの備品・備蓄品一覧の内容と、その保管場所、管理担当責任者に変更がないか。
- 備品・備蓄品の使用及び消費期限が迫っていないか。

【見直しの方法等】

- 津波や土砂災害、水害の被害が想定される学校では、備品・備蓄品の水没・流出・埋没を防げる上階に保管しているかなど、保管場所を検討・確認する。
- 避難訓練時等に、備品・備蓄品の使用及び消費期限が記載されていることを確認する。
- 新たに、備蓄品を更新した際には、使用及び消費期限を書き換える。
- 自治体の備蓄品が、備蓄倉庫に保管されている場合において、使用期限が迫っている際には、自治体の担当部局と連携して更新することが必要となるため、避難所運営マニュアルとの整合性も確認する。

参考資料 7 災害等に備えた備品・備蓄品（例）



参考様式 6 備品・備蓄品保管一覧（例）



(6)「緊急連絡カード、避難確認カード等」の作成に関すること

- ① 事前に緊急連絡カードを作成している。

【見直しのポイント】

- 緊急連絡カードの内容は、緊急時の連絡や、引き渡しが行えるよう、連絡方法や引き渡し時のルール等が、学校と保護者とで共通認識を持てるものになっているか。
- 引き渡しを行う際は、登録した引受人以外には引き渡しを行わないことの共通理解が、学校と保護者で持てるよう明記しているか。
- また、災害の種類や規模によって、避難先に向かうことが危険である場合には、学校に留まるか、安全を確保できる別な場所へ避難することが確認できた際に引き渡すことを明記しているか。

【見直しの方法等】

- 毎年、年度始めに、緊急連絡カードが提出（新入生以外は更新の上、提出）されるよう、各家庭に働きかけることが大切である。

【作成ガイド改訂版】 P 36～38, 56～57



参考様式 7 緊急連絡カード



なぜ必要なのか

引き渡し方法は、災害の状況に対応した具体的方法を保護者と事前に十分協議

「大川小学校事故検証報告書」（平成26年2月大川小学校事故検証委員会）より

事故防止のための対策に関する提言

【提言12】

各学校は、子どもの引渡し方法について、災害の状況に対応した具体的方法を保護者と事前に十分協議し、保護者と十分な共通認識を図るとともに、定期的に引渡し対応訓練を実施すること。またその際、次のような点に配慮すること。

- ・ 地震発生時に津波の恐れのある場合は、原則として保護者も子どもと一緒に高台に避難するよう促し、子どもを引き渡す場合でも保護者が安全な高台避難を意図している場合に限ること。
- ・ 引渡し時は保護者確認が原則であるが、保護者が迎えに来られない場合を想定し、具体的な方策を策定しておくこと。

② 事前に避難確認カードを作成している（個別マニュアル等）。

【見直しのポイント】

□児童生徒等が、災害時に、どこに避難するか確認できるものになっているか。

【見直しの方法等】

○児童生徒等が、災害時に、どこに避難するかを毎年、事前に「避難確認カード」で確認しておく必要がある。

○大雨による災害が迫っている場合に、「マイ・タイムライン」等を活用して、地域の災害特性等に応じた避難のタイミング等を学習することは、大変有効な手段となる。

○作成した「マイ・タイムライン」は、家族でも、一緒に考える機会が持てるように働きかける。

※地域住民と避難のタイミングを事前に共有しておくことは、災害発生時に備えて重要なことであるため、「マイ・タイムライン」の作成に当たっては、地域住民とも作成の視点を共有するなど、相互に点検を行うことも、有効な取組となる。

○「緊急連絡カード」内に、避難先を盛り込んでいる場合は、併せて確認する。

実践事例 「緊急連絡カード、避難確認カード等」の作成に関すること



参考様式 8 避難確認カード



【(7) 避難計画の作成, 実践的な避難訓練の実施計画に関すること】

- ① 想定される全ての災害から様々な状況下における安全確保の対応が規定されている（登下校時, 在宅時, 校外活動時, 学校施設等活動事業時等）。

【避難計画の作成に関すること】

【見直しのポイント】

- 児童生徒が在校時のほか, 安全確保の対応として備えておくべき様々な状況（登下校時, 在宅時, 校外活動時, 放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の学校施設等活動事業時等）に不足はないか。

【見直しの方法等】

- 学校周辺の災害特性に応じた安全確保の対応に不足がないかを, 学校が所在する自治体の地域防災計画やハザードマップ等で確認する。
※ 宿泊学習等の校外活動中における災害時の避難計画立案に当たっても, 活動場所の災害特性を確認する。なお, その活動場所での避難方法等も保護者との事前の共有が必要である。
- 避難計画を見直す上では, 災害の種類に応じて, 一次避難（その場で身を守る行動）, 二次避難（校庭や校舎の上階などでの安全確保）, 三次避難（二次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）の在り方が最適なものか検討する。
※ 例えば, 同じ一次避難であっても, 地震の場合は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて頭を守る, 大雨による浸水の場合は高い場所に避難する, 竜巻や弾道ミサイル発射情報の場合は建物の中に入り窓を閉めカーテンを引き窓ガラスから離れるなど, 災害現象に応じて取るべき対応が異なるため, あらかじめしっかりと整理されているか確認する。
- 自治体の地域防災計画において, 要配慮者利用施設として位置付けられている学校は, 水防法, 土砂災害防止法¹⁾, 津波防災地域づくり法²⁾, 活火山法³⁾に基づく避難確保計画の作成が義務付けられているため, マニュアルにおいては, 避難確保計画に記載すべき内容を確認して, 見直しを行い, 当該計画については, 自治体への提出が必要となる。また, 避難訓練を実施した場合も, 訓練結果の報告が必要である。
※ 1) 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」 3) 正式名称「活動火山対策特別措置法」

【作成ガイド改訂版】P10～41



実践事例 避難計画の作成, 実践的な避難訓練の実施計画に関すること



参考資料 3 気象警報・注意報や天気予報の発表区域について
段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

4 避難の判断や避難場所の設定に当たって参考になりたい情報サイト

8 「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係



参考様式 4 あなたの学校の防災対策整理表



【実践的な避難訓練の実施計画に関すること】

【見直しのポイント】

- 児童生徒等や教職員がどのような状況にいても、適切に安全を確保できるよう、様々な災害の種類・発生状況等を想定した実践的な避難訓練が計画されているか。
- 要配慮者利用施設等に指定されている場合は、年1回の情報収集・伝達及び避難誘導に関する避難訓練の実施が計画されているか。

【見直しの方法等】

- 避難訓練は、児童生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識などを身に付ける教育的要素と、学校が児童生徒等の安全を確保する管理的要素があることを意識して取り組む。
- 訓練は、時間・場所・季節・天候等のほか、管理職や防災担当者不在など様々な視点・条件で行うよう工夫することとし、マニュアルには、訓練実施計画を策定する上で必要な訓練の想定（災害）と発生時間・状況の設定等を記載する。
※避難計画と同様に、避難訓練も様々な法令によってその実施が求められていますので、取りこぼしのないよう訓練計画を策定し、実施する。
- 訓練がマンネリ化しないよう、避難計画に潜む課題を浮き彫りにできるような訓練を目指して、訓練でどのような点を確認するのかを明確にし、訓練実施後の振り返りにより、マニュアルの見直しに生かせるようにする。
※避難訓練によりその避難行動を規定する避難計画が適切なものとなっているかを評価できるよう、学校防災マニュアルに振り返りの視点を記載した振り返りシート等の様式を備えておくほか、訓練の参加者からアンケート等でフィードバックを得るなど、振り返り結果を共有し、避難計画及び訓練そのものにおける課題を明らかにしてその後の改善につなげる。
- 地震や火災の他、各種関連法（水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法等）に基づき、要配慮者利用施設等に指定されている場合は、年1回の情報収集・伝達及び避難誘導に関する避難訓練が義務付けられているため、この避難訓練の実施が計画されているか確認する。

実践事例 避難計画の作成、実践的な避難訓練の実施計画に関すること



参考資料 9 実践的な避難訓練計画の考え方（例）



実践的な避難訓練の実施計画立案に当たっては、

ステップ2【避難訓練編】

3-1 避難訓練等による安全確保のための課題等の把握（P50～51）を参照

3-2 地域と連携した避難訓練実施と、地域参画による訓練等の評価・改善
（P52～53）を参照

3-3 課題把握のための視点を取り入れた避難訓練例（P54～56）を参照

- ② 想定を超える災害や二次災害を想定して、学校外の安全が確保できる避難場所が複数設定されている（二次、三次、四次避難場所の設定）。

【見直しのポイント】

- 自治体が作成したハザードマップ等を確認して、必要に応じ、自治体の防災担当部局等と調整・協議し、安全が確保できる避難先となっているか。
- ハザードマップ等をベース（川、海、土地の高さがわかるような図とすることが望ましい）として、避難先・避難経路を記入し、避難経路図を作成されているか。
- 校庭や校舎の上階等へ移動する二次避難、さらに危険な場合に校外へ移動する三次避難についても、リスクに応じた避難場所及び避難経路になっているか。
- 移動時間や避難経路上のリスク、その場所からさらに避難する可能性のほか、必要に応じて代替経路も複数想定し、その変更の必要がないか。
- 保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討しているか。

【見直しの方法等】

- 火災、地震、火山の噴火、局地的大雨は突発的に発生し避難に時間的余裕がないこと、台風は時間的余裕が比較的事あること、地震は様々な二次災害を想定すべきであること、さらに想定を上回る災害が起こりうることなど、災害現象には様々な特徴があり、取るべき対応が異なることを考慮した避難場所の設定とする。
- 津波や大雨による浸水が想定される地域の学校では、予想される津波等の高さや到達が予想される時間などを考慮し、校舎屋上を避難場所として設定していることが多いが、想定を超える津波や、火災等により校舎が使用不能となることも想定し、学校外の避難場所も設定しておく必要がある。
- 津波等から逃れられる高台等の避難場所の設定に当たっては、津波等の到達が予想される時間を踏まえて児童生徒等全員が安全に避難できる場所として適切かどうかを、地域住民や自治体防災担当部局等と検討する。その際には、設定した避難場所にも危険が迫る場合を想定し、更に安全が確保できる避難場所も考慮しておく。
- 学校外への避難場所の設定に当たっては、児童生徒等全員が避難途中に災害に巻き込まれるリスクがないかを十分考慮し、例えば、河川沿いや津波等の到達が予想される時間に避難が完了できない経路は避ける。
- 学校外の避難場所の検討に当たり、専門家の知見を得ることは大変有効である。
- 他の施設（学校等）を避難場所として設定する場合においては、児童生徒等のみならず、地域住民とともに避難することも想定されることから、自主防災組織等も交え、避難場所の管理者と事前に協議しておく必要がある。
- 土砂災害警戒区域に所在する学校や、噴火による融雪型火山泥流の被害が予想される学校においては、校舎外への避難を考慮した対策を地域住民等と検討する。
- 避難場所は校内に掲示するなど、誰でも分かるよう「見える化」する。

【作成ガイド改訂版】P10～30



実践事例 避難計画の作成，実践的な避難訓練の実施計画に関すること



参考資料 10 避難を想定する現象別の一次避難・二次避難・三次避難（例）



参考様式 4 あなたの学校の防災対策整理表



参考様式 9 大規模地震発生時避難場所等一覧【掲示用】



コラム 「指定緊急避難場所」とは・・・

指定緊急避難場所・・・居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

（指定避難所とは・・・避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し，又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設）※指定緊急避難場所の指定に関する手引き平成29年3月 内閣府（防災担当）より抜粋

【各自治体が指定している指定緊急避難場所の表記例】

施設・場所	地震	津波	高潮	洪水	内水 氾濫	土砂 災害	避難所
〇〇公園	○	○	○	○	○	×	×
△△学校	○	×	×	2階以上	○	○	×
◎◎高校	○	○	○	2階以上	2階以上	○	○

※各自治体が指定している指定緊急避難場所は，上記のように，災害種別ごとに指定されていますので，各自治体のホームページ等で確認してみましょう。

※指定緊急避難場所と指定避難所の両方を兼ねている施設もあります。

なぜ必要なのか

二次・三次避難を検討しておく重要性（東日本大震災発生時の学校の対応）

「気仙沼向洋高等学校」の事例（みやぎ防災教育副読本「未来への絆」高等学校（平成28年3月宮城県教育委員会）より抜粋）

海から500mの場所にある気仙沼向洋高等学校では，地震発生直後，部活動で残っていた約170名の生徒たちが校庭に一次避難しました。すぐに津波警報が出されたこともあって地震発生5分後には，生徒たちは20数名の先生方の指示のもと，約300m離れた指定避難場所である地福寺へと避難を開始。地福寺に到着して間もなく，大津波警報の発表を知り，住職や先生方から「もっと高い場所に避難すべきだ。」という意見が出され，さらに1.2km離れた陸前階上駅へと向かうことになりました。駅に到着したのは地震発生から20分経過したとき。駅前の広場に到着後，先生の一人が国道45号の様子を見に行くと，南側を津波が横切るのが見えました。「急げ!」「津波がそこまで来ているので，ここ（陸前階上駅）から階上中学校まで逃げるぞ。各クラス2列でついてきなさい。」先生方の指示のもと，国道45号から津波が迫ってくる中，さらに高台にある階上中学校へと全員無事に避難することができた。

「南三陸町市立戸倉小学校」の事例（「大川小学校事故検証報告書（平成26年2月大川小学校事故検証委員会）」より抜粋）

長く続いた地震の後「校長先生，高台ですね」と教頭の声。「はい，校庭への一次避難は省いて，玄関前で点呼，即座に高台に避難します」と校長は叫んだ。揺れの中で考えていたことを指示した。校庭で遊んでいた児童も含め91名の児童と教職員が三次避難場所の宇津野高台に駆け上がった。それが14時58分で，地震から12分で避難した（地震に耐えた2分を除くと点呼も含め10分で避難したことになる）。校長は当初，大学の専門家に相談したところ，津波は早い場合は3分でやってくることもあると聞いたので，校舎の屋上にするか随分迷ったが，地元出身のベテラン教諭の「絶対高台に避難すべき」との職員会議での発言に救われたという。「思い込みの想定判断はダメ」「臨機応変なその場での判断がどうしても必要」と指摘する。

- ③ 避難指示等を出す状況が的確に規定され、その際の具体的な避難誘導方法が規定されている。

【見直しのポイント】

- 在校時の地震発生において、校舎内の落下物等の危険がある場合には、校庭等の安全な場所に避難指示を出し、安否確認と安全確保が行えるようになっているか。
- 津波や大雨による浸水が想定される地域の学校においては、校舎屋上に避難する場合、校外の避難場所に避難する場合など、ケースによって避難指示等を出す状況が的確に規定されているか。
- 学校外への避難に当たって、移動時の隊列や（児童生徒等を見失わないような）教職員の配置を決めているか。

【見直しの方法等】

- 津波や大雨による浸水が想定される地域の学校においては、在校時に、その危険が迫り避難するに当たり、即座に気象情報等を把握し、安全が確保できる避難場所への避難指示を出す必要がある。そのため、〇〇川氾濫危険情報が出された際には、校舎屋上に避難する、津波警報発表時には、校外の津波避難場所に避難するなど、避難指示等を出す状況を的確に規定する。

※各種関連法（水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法等）に基づき、要配慮者利用施設等に指定されている場合には、作成が義務付けられている避難確保計画を参考にする。

- 津波の浸水が予想されている地域の学校では、予想される津波の高さや到達予想時刻などを考慮し、最も安全が確保できる避難場所への避難指示が出せるようにする。
- 校外の避難場所への移動に当たっては、素早くスムーズな避難誘導ができるよう、交通状況を踏まえた避難ルート上の危険箇所に教職員を配置することが決められているか確認する。
- 学校からバスなどで移動を検討している場合は、具体的な方法等が定められているか確認する。

参考資料 4 避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にしたい情報サイト



参考様式 4 あなたの学校の防災対策整理表



参考様式 9 大規模地震発生時避難場所等一覧【掲示用】



④ 授業時間以外等における避難訓練の実施方法を規定している。

【見直しのポイント】

- 授業時間以外の発生状況等を想定した避難訓練の実施方法が計画されているか。
- 児童生徒等が様々な場所に滞在している場合の安否確認の方法を確認できる訓練が計画されているか。

【見直しの方法等】

- 災害は、休憩時間や清掃、放課後、登下校時にも発生する可能性がある。同じ授業中であってもふだん使っている机等がない特別教室や、体育館・校庭にいるときに発生する場合も考えられ、児童生徒等がどのような状況にいても、適切に安全を確保できるよう、想定される災害の種類に加え、授業時間以外の発生等を想定した避難訓練の実施方法が計画されているか確認する。
- 授業時間以外の休み時間や放課後などは、教職員の指示や安否確認が即座に行えない状況が想定されるため、児童生徒等が様々な場所に滞在している場合の、児童生徒等への安全確保の指示や校内検索など、安否確認ができる訓練計画になっているか確認する。
- 避難訓練の計画に当たっては、例えば、4月の早い段階では、発災直後身を守るための基本動作や、避難時の基本動作・避難経路を確認する、1学期の避難訓練では、基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をする、3学期になる頃には、事前予告なしや、授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう検討する。

実践事例 避難計画の作成，実践的な避難訓練の実施計画に関すること



参考資料 9 実践的な避難訓練計画の考え方（例）



⑤ 地域と連携した合同避難訓練の計画が示されている。

【見直しのポイント】

□地域住民や自治体防災担当部局など関係機関等と連携した合同の避難訓練が具体的に計画されているか。

【見直しの方法等】

○地域住民等と災害時避難等の対応を確認することは大変重要であるため、地域住民等と連携した合同の避難訓練が計画されているかを確認するとともに、訓練を通じて地域のどのような方々と、どのような内容が計画されているかを確認する。

○以下のような、自治体防災担当部局等の関係機関や地域、保護者等と連携した訓練は、災害時の対応確認や課題を洗い出す際に必要とされる取組である。

※なお、新型コロナウイルス感染症等の対応を踏まえた、災害発生時の対応を確認する必要もあることから、訓練の内容については、連携先と十分に協議しておく。

①自治体や学校周辺の地域住民の訓練への学校としての参画

②学校の避難訓練に地域住民が参画

※①、②においては、避難方法を確認する訓練や避難所開設訓練等が考えられる。

※原子力災害時に被害が及ぶと想定される地域では、自治体主催で計画される原子力防災訓練と連携した訓練も考えられる。

③近隣の学校園や施設と連携した訓練

④保護者の引率による集団登下校訓練

⑤保護者への引き渡し訓練

⑥警察署員、消防署員や専門家による訓練の講評や講話 等

地域と連携した合同防災訓練の計画に当たっては、

ステップ2【避難訓練編】

3-2 地域と連携した避難訓練実施と、地域参画による訓練等の評価・改善

(P52~53)を参照

3-3 課題把握のための視点を取り入れた避難訓練例 (P54~56)を参照

実践事例 避難計画の作成、実践的な避難訓練の実施計画に関すること



(8) 地域と連携した取組に関すること

- ① 地域や関係機関の緊急時の連携先及び担当者が確認され、複数の連絡体制が定められている。

【見直しのポイント】

□地域や関係機関の担当者の連絡先について、電話や電子メール等、複数の方法で連絡が取れる体制となっているか。

【見直しの方法等】

- 年度始めには、学校も含め、地域や関係機関の担当者が、異動等で代わっている場合があるため、連絡先を含め確認するとともに、連絡先は、電話や電子メール等、複数の方法で連絡が取れる体制となっているか確認する。
- 避難所の鍵を地域の方に預けている場合は、開錠方法や鍵の取扱い等の留意点も含めて確認する。
- 担当者が代わった際には、早急な打合せが必要である。特に、学校が避難所指定を受けている場合には、避難所の開設方法や、開放場所の確認等を行い、マニュアルに修正が生じた場合は書き換えを行い、教職員間でも共有する。

参考様式 4 あなたの学校の防災対策整理表



② 地域学校安全委員会の設置・運営について明記している。

【見直しのポイント】

□学校関係者、保護者代表、地域代表、自治体防災部局代表等を構成員とした地域学校安全委員会の実施・運営について明記されているか。

【見直しの方法等】

- 学校の防災教育の取組や、災害時に児童生徒等の安全確保が適切に行える体制づくりが、地域や関係機関と連携して進められるよう、学校関係者、保護者・地域・自治体防災部局等の代表者を構成員として情報交換等を行う地域学校安全委員会の実施や運営方法が明記されているか確認する。
- 現在、学校に設置されている既存の組織や委員会等を活用することも考えられるため、その際は、共有する内容を確認し、マニュアルに記載されているか確認する。
- 学期に1回開催などの基本的な開催計画を立て、以下のような情報交換等を行う柱を決めておく。

- ①学校の避難計画の共有, 意見交換
- ②地域の防災上等の危険箇所の共有
- ③地域合同訓練の実施に当たっての意見交換
- ④学校の防災教育の取組の共有
- ⑤登下校時に災害が発生した場合の安全確保と安否確認についての意見交換
- ⑥夜間, 休日に災害が発生した場合の児童生徒等の避難場所の共有 等

○情報交換等では、防災の視点だけでなく、交通安全や不審者対応など生活安全の視点も必要となるため、併せて実施できるよう検討する。

実践事例 地域と連携した取組に関すること



(9) 児童生徒等の安否確認の方法に関すること

- ① 授業中・休憩時間・放課後・校外学習中、登下校中、在宅時など、様々な場合を想定して、安否確認の役割分担・実施方法を定めている。

【見直しのポイント】

- 安否確認を実施する判断基準は、地域の実情によって異なるため、自校を取り巻く状況を基に、授業中・休憩時間・放課後・校外学習中、登下校中、在宅時などの様々な場面を想定されたものになっているか。
- 安否確認の際に、どのような情報を把握し、把握した情報をどのように整理し、誰に報告するかなども、明確化されているか。
- 安否確認の役割分担については、安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合に、校長が直ちに代理の者を指名できるよう備えられているか。

【見直しの方法等】

- 在校中の災害発生における安否確認に当たっては、在校している児童生徒等を把握できていることが、スムーズな確認につながるため、欠席者、早退者、遅刻者を常に更新し把握できるようにしておく。
- 児童生徒等の在宅時に災害が発生した場合の安否確認について、兄弟姉妹等が在籍している場合は、在籍する最年長の児童生徒の担任等が確認するなど、その方法をあらかじめ決めておく。
- 安否確認の方法については、事前に教職員間で、共通認識を持つておく。
- 夜間に災害が発生した場合は、安否確認により被害に合わぬよう、必要に応じ、翌朝に実施するなど柔軟に判断できるようなことも検討しておく。

【作成ガイド改訂版】P8, 10~29



参考様式 10 安否確認の方法 (例)



- ② 停電、通信途絶が生じている場合の安否確認方法について、複数の多様な手段と、安否確認にあたる教職員の安全確保策及び、安否確認の際に把握すべき内容等を具体的に定めている。

【見直しのポイント】

- 通常の連絡手段が利用できない場合に備え、複数の方法が検討されているか。
- 教職員が出向いて安否確認を行う際の、安全確保の基本的なルールが事前に検討されているか。
- 安否確認で把握すべき内容について、「事故・災害用安否確認様式」等に変更がないか。

【見直しの方法等】

- 通信回線の輻輳・途絶や停電の影響で、通常用いている連絡手段（電話・メールなど）が利用できないこともあるため、そのような場合に備え、ときには「貼り紙」や「伝言」を活用するなど多様な複数の方法を検討する。
- 教職員が通学路をたどっての確認、家庭訪問や避難所巡回などを行う際には、事故・災害等の被害や二次災害に巻き込まれないよう、安全確保対策も同時に行う必要があるため、単独行動を避ける、連絡手段を用意して連絡を途絶えさせないなどの基本的なルールを検討する。
- 訓練等を通じ、「事故・災害用安否確認様式」及び、安否情報の集約担当者に確認結果を伝えるなど、一連の情報集約・報告の手順等を確認するとともに、課題等を踏まえて適宜見直しを行う。
- 児童生徒等の名前が入った様式を、緊急時持ち出し品として備えておく。

【作成ガイド改訂版】P 8, 10~29



参考様式 5 緊急時持ち出し品、重要書類保管場所一覧（例）



参考様式 10 安否確認の方法（例）



参考様式 11 安否確認様式（例）



【10】 集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準に関すること

- ① 集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準（引き渡し後の安全確保に懸念がある場合の対応を含む）を定め、保護者との共有がなされている。

【見直しのポイント】

- 地域の災害特性を十分に踏まえた判断基準となっているか。
- 地域の様子や被害の状況とともに、今後の見通し（雨量など）などの情報を収集することや、そのための情報を収集する複数の手段について記載しているか。
- 臨時休業等で自宅待機等とする判断基準が、決められているか。
- 女川原子力発電所における原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の学校では、緊急事態区分ごとの対応が備えられているか。

【見直しの方法等】

- 校長は、得られた災害の発生や被害状況及び今後の見通し等に関する情報を総合的に勘案し、児童生徒等の下校・引き渡し・待機・臨時休業等について判断する必要がある。地域の災害特性を十分に踏まえた判断基準を、近隣校とも連携して検討する。
※ただし、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童生徒等の安全を最優先とした判断を下せるよう確認しておくことが重要となる。
- 重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合に発表される「特別警報」や、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ起きてもおかしくない状況で発表される「土砂災害警戒情報」、あるいは河川の氾濫発生情報や避難情報等の発表及び発令など、危険が迫っている状況で集団下校や引き渡しを行うことのないよう、気象情報等がどのようなときに発表・発令されるのかという意味を踏まえた判断基準となっているか確認する。
- 大雨での下校・引き渡し等に関する判断基準の検討に当たっては、洪水による浸水や土砂災害等の地域の状況を踏まえ、タイムライン等の手法を用いて検討する。
※大雨など気象災害の恐れがある場合、事前に様々な防災気象情報（注意報・警報等）が発表されます。気象庁では、「重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるとき」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしており、さらに近年では、「今後、特別警報を発表する可能性がある」など、予告的に注意が呼び掛けられることもあるため対応の参考とすること。
- 局地的大雨においては、事前に警報等の発表がなされないことがあるため、気象情報のみに頼らず、身近な前兆現象など気象状況の急激な変化を基に、児童生徒等の安全を最優先とする対策が取られるよう検討する。
- 災害発生時には、下校や引き渡し、または学校での待機や避難継続の判断をするため、学校周辺だけでなく、児童生徒等が居住する地域の気象情報や避難情報も把握する必要がある。また、校外学習先でも、現地の状況を把握する必要がある。下校や引き渡し時に災害に巻き込まれないように判断する必要があるため、その対応をあらかじめ決め、事前に保護者と共有する。

※地震・津波による複合災害の場合、学校が所在する地域が津波浸水想定区域にある場合は、学校が津波から避難するためにあらかじめ設定した避難場所等において、児童生徒等を保護者へ引き渡すことが想定される。また、児童生徒等の自宅が津波浸水想定区域にある場合は、保護者が迎えに来たとしても、保護者とともに学校に留まることも想定される。学校の実情に応じて、事前に想定される状況を整理し、引き渡しルールについて保護者と共有することが重要となる。

※災害の発生状況（二次災害）によっては、保護者の安全を考えて、児童生徒等は学校で安全確保し、学校周辺の安全が確認できるまで、引き渡しを行わないことも保護者と共有しておく必要がある。

○また、気象情報や避難指示等の発表・発令状況に応じた避難行動は、児童生徒等の登下校中の災害発生を想定するなど、地域住民とも共有する。

※気象庁や自治体防災担当者等から、避難等の判断に関する様々な情報の在り方や、新たに出される情報の意味を保護者、地域住民等とともに、話を聞くことも避難等の対応を共有する機会につながる。

○女川原子力発電所における原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域である、PAZ（原子力発電所から概ね5km圏内）や準PAZ（UPZのうち、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（原子力発電所から概ね5～30km圏内の有人離島、牡鹿半島南部））及び、UPZ（原子力発電所から概ね5～30km圏内）を目安に位置している学校においては、学校が所在する自治体の地域防災計画等を参考に、緊急事態区分ごとの対応が参考資料11のように備えられているかを確認する。

【作成ガイド改訂版】P36～41



実践事例 集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準に関すること



参考資料 11 地震・津波・大雨等に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準（例）
（PAZ・準PAZ・UPZに位置する学校の原子力災害時の対応含む）



なぜ必要なのか

東日本大震災における「学校現場の教職員の声等」から、
子供たちや保護者の命を守る引き渡し方法の確認を！

「みやぎ学校安全基本指針」（平成24年10月宮城県教育委員会）より

【学校現場の教職員の声等】

- ◆保護者（祖母）に地震後引き渡し、祖母の家に帰宅後津波で祖母と児童が亡くなった。
 - ◆保護者に引き渡し後、保護者と一緒に別の場所へ移動中津波に巻き込まれ保護者と児童が亡くなった。
 - ◆高台に避難した児童の祖父が迎えに来た。その後、車で帰って行ったところ津波に遭遇し、祖父と児童が亡くなった。
 - ◆マニュアルでは、校庭への避難後に保護者へ引き渡すことになっていた。引き渡したことにより児童が犠牲になった。
 - ◆引き渡すべきかの判断基準を設定しておらず、後から思うと引き渡すべきではなかった。
 - ◆迎えに来た保護者に、随時引き渡していたことは反省点である。
- ◎安全が確認できるまで児童を保護者に引き渡さなかったため、児童の被害をなくすことができた。
◎安全が確認されるまで、保護者も児童とともに待機してもらい事なきを得た。

- ② 集団下校・引き渡しの手順，保護者等への連絡方法，教職員間の役割分担について具体的に定めている。

【見直しのポイント】

- 集団下校や引き渡しを実施する際の具体的な実施内容及び，教職員の役割等が明確になっているか。
- 保護者への連絡方法については，メールや電話連絡等，複数の手段を備えているか。

【見直しの方法等】

- 集団下校や引き渡しを実施する際には，開始する時間や方法等を教職員間で確認し，児童生徒等へ伝えるとともに，保護者に連絡を行うため，その際の具体的な実施内容及び教職員の役割等が明確になっているかを確認する。
※スクールバスでの下校に当たっては，事前にバス運行業者と，どのような場合に，集団下校を行うかなどの打合せ等も行っておくことが大切となる。
- 保護者への連絡方法については，メールや電話連絡等，複数の手段を備えておくとともに，どのような内容を伝えるかの具体的な文例をあらかじめ作成しておく。その際，どのような方法で集団下校や引き渡しを行うのか明確に伝えられるようにしておく。
- 集団下校や引き渡し等の訓練を通じ，課題となった点は，教職員や保護者からの意見も集約し，マニュアルの見直しに生かす。
- 年度始めには，災害時の集団下校や引き渡し，待機等の対応について，保護者と事前に共有しておく。

【作成ガイド改訂版】 P 8, 3 8



実践事例 集団下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準に関すること



- ③ 待機（宿泊）や帰宅困難の場合の待機場所、必要な食料・物資等の確保方策（備蓄の活用等）について具体的に定めている。

【見直しのポイント】

- 待機（宿泊）や帰宅困難の場合の待機場所、必要な食料・物資等の確保の方策を具体的に定めているか。

【見直しの方法等】

- 待機（宿泊）や帰宅困難となった場合の待機場所については、避難してきた地域住民との動線を分けるため、災害時に自治体の避難所として利用される場所とは、別に設定する。
- ※ただし、新型コロナウイルス感染症等の感染防止の観点を踏まえ、スペース等の確保については、幅広く検討をしておくことが必要である。一方、洪水や津波等で、学校の上層階のみの限られたスペースでの避難を余儀なくされる場合も想定しておく必要もあるため、学校へ避難してくる地域住民等や自治体防災担当部局との事前の共有も必要になる。
- 災害時に学校に待機する児童生徒等に対する食料・物資の配給がなされるよう、事前に自治体等と確認しておく。
- 学校として、児童生徒等個人ごとに備蓄食料等を学校に備えている場合は、何食分備蓄しているかについて、マニュアルの記載を確認する。

(11) 市町村が定める避難所運営マニュアルとの整合に関すること

- ① 学校として支援する範囲，支援体制に係る各班の業務内容が具体的に示され，役割分担が定められている。

【見直しのポイント】

- 学校の役割・体制等が，マニュアルに「避難所開設・運営支援」などの形で整理されてとりまとめているか。

【見直しの方法等】

- 災害時における避難所の開設・運営は，自治体災害対策本部が地域の防災組織（自主防災組織等）などと連携して行うことが原則となり，学校は，児童生徒等の安全確保や教育活動早期再開のための対応を優先しつつ，施設管理者として，避難所開設・運営に協力することになる。そのため，事前に，避難所としての学校施設の利用計画や避難所開設・運営の役割分担など，自治体防災担当部局や地域の防災組織と十分に協議し共通認識を図った上で，学校の役割・体制等が，マニュアルに「避難所開設・運営支援」などの形で整理されてとりまとめているか確認する。

※自治体や地域の防災組織などがとりまとめる「避難所運営マニュアル」の中で，学校側の役割等についても記載されていることが望ましい形である。

- 各学校での避難所開設・運営に当たっては，校内災害対策本部組織に「避難所支援班」等として位置付け，自治体防災担当部局や地域の防災組織とて協議した学校が行う業務内容及び，教職員の役割分担を明記する。

【作成ガイド改訂版】P8，42～43



参考様式 4 あなたの学校の防災対策整理表



コラム

学校が行う避難所開設・運営の支援とは（マニュアルに明記を！）

- 支援の範囲，支援方法
 - ・自治体災害対策本部より派遣された避難所担当職員への支援
 - ・避難者の避難所への誘導協力
 - ・避難所運営組織の会議への出席・協議参加 など
- 市町村，地域の防災組織等との役割分担，連携・連絡の方法
 - ・施設管理者としての校舎等の安全確認，危険箇所の立入禁止措置
 - ・事前に定めた避難所としての学校施設の利用方法（避難所空間配置図）に基づく避難所利用スペースの確認，その他スペースの立入禁止措置
- 支援実施上の留意点
 - ・学校設備・備品等を使用したい場合には，別途学校側と協議の上，決定する。など

※自治体や地域の防災組織などが取りまとめる「避難所運営マニュアル」と整合性を図ることが大切です。

② 避難所を開設する場所が設定されている。

【見直しのポイント】

□避難所として開設する場所については、使用不可など変更がないか。

【見直しの方法等】

○避難所として開設する場所については、学校側として使用する場所（開放禁止箇所）や収容人数等を考慮し、事前に自治体防災担当部局や地域の防災組織と十分に協議の上設定し、また、学校施設・設備の工事等により、使用不可など変更がないかを確認する。

※浸水が想定される学校においては、開放する避難スペースの設定を安全が確保できる校舎上階にするなど、災害種別に応じたものとなるよう、自治体防災担当部局等と事前の共有・検討しておく。併せて、工事等で使用不可の場合も、自治体防災担当部局等と事前の共有をしておく。

○新型コロナウイルス感染症を踏まえた、避難スペースの確保や各場所の収容人数についても、自治体防災担当部局や地域の防災組織と協議して設定する。

参考様式 4 あなたの学校の防災対策整理表



コラム

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営が必要

宮城県では、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、避難所を開設・運営する際の新型コロナウイルス感染症の具体的な対応策を検討した避難所の運営に関する「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を取りまとめている。各自治体においては、このガイドラインを参考に対応を検討しているので、ホームページ等で確認しましょう。

○新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン

（令和2年6月宮城県）



福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定されました

国は、令和元年東日本台風（台風第19号）等を踏まえた高齢者等の避難のあり方を踏まえ、指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する改定がなされました。

指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示、指定福祉避難所への直接の避難の促進、避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策等が改定されています。

○福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定内閣府）



(12) 学校再開に関すること

- ① 学校再開に向けた対応が規定されている。

【見直しのポイント】

- 災害後の学校再開に向けた一連の対応が記載されているか。

【見直しの方法等】

- 災害からの学校再開に当たっては、

「児童生徒・保護者・教職員等の被災状況の確認」

「学校園施設・設備等の安全確認」

「通学路の安全点検と通学方法の確認」

「教育環境の整備」

「避難所運営支援と共存」

「給食業務の再開」

などの学校としての対応が想定される。さらには、「児童生徒の心のケア」や「教職員・保護者のメンタルヘルス」の対応も行っていく必要がある。

- マニュアルには、こうした想定すべき一連の取組を踏まえておくことが必要であるため、その記載内容について、「学校再開ハンドブック」で確認する。

【作成ガイド改訂版】 P 44



コラム

震災の教訓を踏まえた学校再開の留意事項等を確認

学校再開ハンドブック(平成30年2月宮城県教育委員会発行)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/saikai-book.html>

東日本大震災での学校再開までの成果・課題や平成29年関東・東北豪雨や平成28年熊本地震の教訓等を生かし、次の災害に備え、各学校が、地域、関係機関と連携し、いち早く学校再開を果たせるための対応について、必要となる手順や事前整備及び対応方法等を示している。

この学校再開ハンドブックには、東日本大震災での学校等の対応について、功を奏した点や課題を踏まえた関係機関等の連携方法や、学校再開に当たって確認すべきことがチェックリスト形式でまとめられているため、災害時に簡易に活用できるものとなっている。



（I3）教職員の災害対応力強化に係る研修に関すること

- ① 災害特性等を踏まえた高い知見の習得や、主体的かつ適切な行動力、不測の事態でもその状況に応じた観察力や判断力等が養成できる研修等が実施されている。

【見直しのポイント】

□教職員の災害対応力強化のため、以下の研修等が実施されているか。

- ①地域の自然環境や過去の災害による被災状況など、地域の災害特性に関する確かな知識や、学校管理下における様々な状況下での災害対応について学ぶ研修
- ②災害特性に加え、正常性バイアスや多数派同調バイアスなど災害時における心理や行動の特性について学ぶ研修
- ③図上訓練やグループワークを実施するなど、教職員同士が意見を出し合い、組織として継続的に検討するといった演習型の研修
- ④地域で起こりうる全ての災害について、管理職等不在時や火災等の二次災害で校舎が使用不可の想定、または予告なし等のブラインド型による避難訓練
- ⑤災害発生時の教職員の対応について、今後の改善につながるよう、訓練後の教職員の振り返りを通じたグループワーク等

【見直しの方法等】

- 校内の研修計画に防災に関する研修を位置付け、計画的に実施がなされているか確認する。特に、地域の災害特性や様々な状況下での災害対応について学ぶ研修については、新しく転任する教職員がいることから、毎年度実施できているか確認する。
※研修には、自校における過去の災害発生時における教職員の対応事例を知る内容を取り入れることも、今後の災害時の対応を考えていく上で参考となる。
- 研修や避難訓練の企画、運営等に、防災担当者以外の教職員も積極的な参画がなされるよう配慮する。
- 過去の災害による被災状況など、地域の災害特性等を学ぶ研修の実施に当たっては、大学などの専門機関や自治体防災担当部局、防災関係機関、あるいは地域の実情に詳しい住民等と連携しながら研修が行われるよう、研修計画を立案する。
- 震災の教訓を学び、防災に関する意識や関心を持続的に高めることができるよう、震災遺構や伝承施設等を活用した研修を取り入れることも検討する。
- 防災主任などの防災担当者は、校内の会議や研修等を通じ、防災主任研修会等により学んだ内容を校内で共有する機会が設定されているか確認する。

教職員の研修等の事例については、

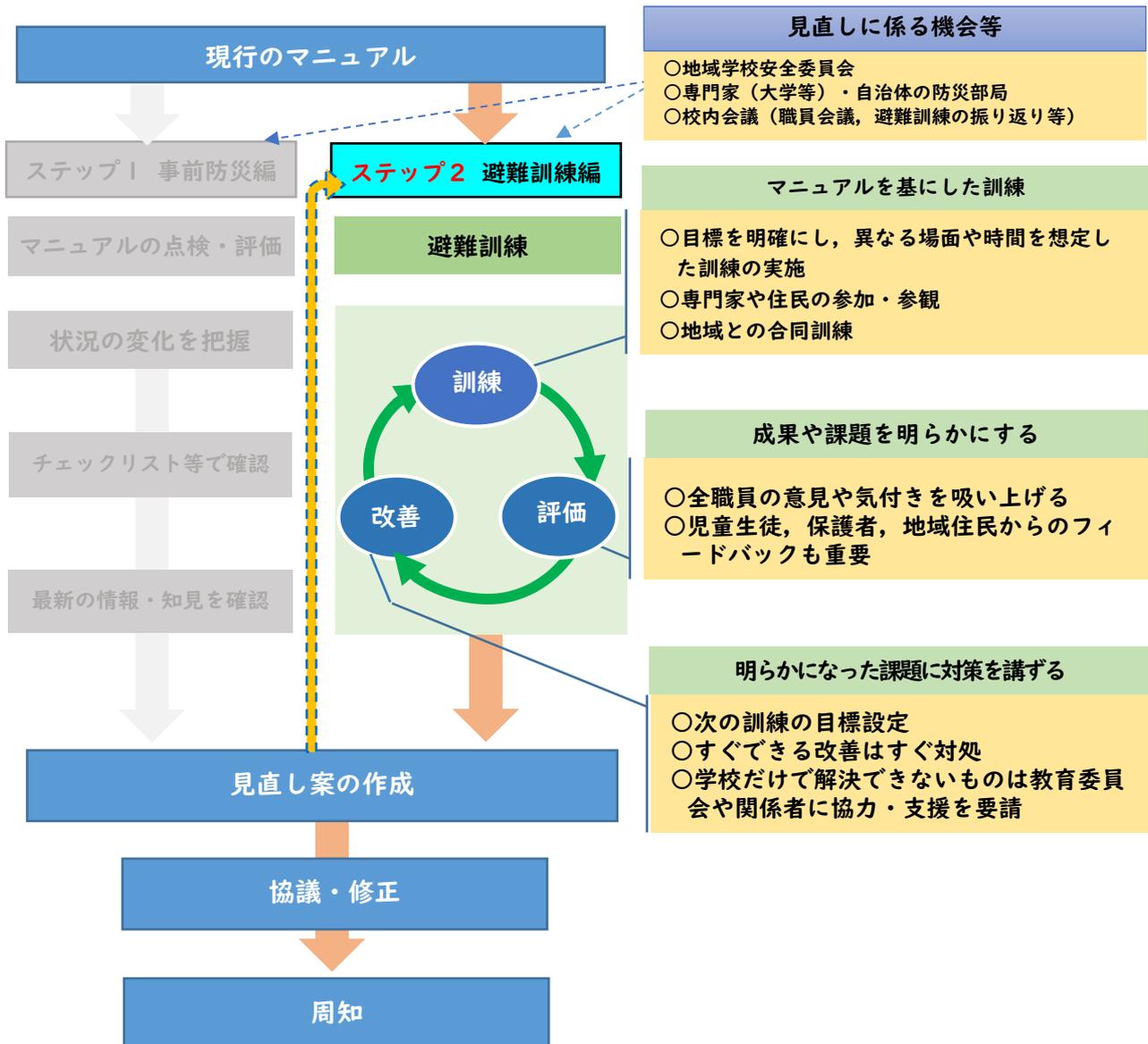
ステップ2【避難訓練編】

3-4教職員の災害対応力を高める研修事例（P57～63）を参照

ステップ2 【避難訓練編】

以下の避難訓練等による課題の把握などに係る取組手順例を参考に、避難訓練等に取り組みましょう。

【避難訓練等による課題の把握などに係る取組手順例】



ステップ2【避難訓練編】は、「避難訓練等による実効性確認に向けた課題把握のための視点（例）」等を踏まえた避難訓練等の取組や実践事例のほか、教職員の災害対応力を高める研修事例がまとめられています。

3-1 避難訓練等による安全確保のための課題等の把握

避難訓練の実施に当たっては、「児童生徒等の安全を確保するための訓練である」という目的を明確にして行うことが大切です。そのため、避難訓練等を通じてマニュアルが機能するかどうか確認し、課題を洗い出すことで実効性のあるマニュアルとなるよう改善していきましょう。

(1) 避難訓練等の実施に当たって

- 避難訓練の実施に当たっては、想定される全ての災害に対し、どのような状況においても、児童生徒等の安全を確保できるよう確認するために、課題等を洗い出すことが必要であるため、避難訓練の条件設定を明確にして実施する。
- 災害時は、様々な状況が重なって起こることが多く、避難訓練は、複数の条件を組み合わせる必要がある。地域の災害特性だけでなく、災害時に使用しようとしていたものや、第一に避難を想定している場所等が使用できないこと等も考えて、そのときの児童生徒等の安全確保をする上で課題等はないかを確認する。

避難訓練の条件設定（例）

	訓練の条件
想定する災害	<input type="checkbox"/> 地震（ <input type="checkbox"/> 火災あり <input type="checkbox"/> 津波） <input type="checkbox"/> 大雨（ <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害） <input type="checkbox"/> 噴火 <input type="checkbox"/> 竜巻 <input type="checkbox"/> 原子力災害 など
発生の時間帯	<input type="checkbox"/> 授業中 <input type="checkbox"/> 休み時間 <input type="checkbox"/> 始業前 <input type="checkbox"/> 部活動中 <input type="checkbox"/> 登下校時 など
状況	<input type="checkbox"/> 電話不通 <input type="checkbox"/> 停電発生 <input type="checkbox"/> 負傷者発生 <input type="checkbox"/> 管理職等不在時 <input type="checkbox"/> 通常の避難経路が通行不可 <input type="checkbox"/> 校舎に留まることが危険 <input type="checkbox"/> 限られた教職員のみ在校 など
その他	<input type="checkbox"/> 訓練を予告せずに実施 <input type="checkbox"/> 引き渡し訓練 <input type="checkbox"/> 避難所開設支援 <input type="checkbox"/> 近隣の学校等の合同訓練 <input type="checkbox"/> 地域住民との合同訓練 など

※上記条件の組み合わせた訓練例

・休み時間に、大規模な地震が起り、津波警報が発表された想定。「停電」となり放送設備が使用不可及び、「管理職が不在」、さらに、津波により「校舎に留まることが危険」である中、情報収集、避難経路や避難方法、避難場所等の避難指示や避難行動に課題はないかを確認

- 地域住民等と災害時の対応を確認することは、避難方法を共有する上で大変重要であるため、学校の訓練を参観・評価してもらったり、ともに訓練を実施したり、地域住民や自治体防災担当部局等とともに課題を洗い出すことの連携した取組が求められる。
- 児童生徒等が災害時の安全確保の方法を学ぶ防災教育の観点も含めて課題等を把握することも、避難訓練の実施に当たって重要である。
- 教職員の研修においては、災害時の対応を検討する図上訓練や教職員のみでの災害時の避難対応を確認する訓練等を研修形式で行い、シミュレーションにより課題等を明らかにしたり、教職員の災害対応力の養成につなげたりする必要がある。

(2) 避難訓練等による実効性確認に向けた課題把握のための視点 (例)

- 以下に、避難訓練を実施・評価し、実効性確認に向けて課題を把握するための視点例を、児童生徒等の命を守る「防災管理」、地域や関係機関と軌を一に災害時の対応を図る「地域等関係機関との連携」、児童生徒等が災害時の対応方法を学ぶ「防災教育」の観点で示しています。
- この「課題把握のための視点 (例)」は、各学校が、避難訓練の実施に当たって実際にマニュアルが機能するかを検討する際に活用できるよう例示したものであり、把握したい課題への取組状況がどうであったかを振り返ることで、実効性のあるマニュアルへの改善に生かしてください。

課題把握のための視点 (例)	
防災管理	①地震発生時等の児童生徒等への安全確保の指示や安否確認等の把握が適切にできているか。
	②校地内の避難経路や避難場所の安全確認の指示及び、安全確認ができているか。
	③地震の規模や津波警報等の情報収集の指示及び、情報収集ができているか。
	④大雨等による気象情報や避難情報等の収集の指示及び、情報収集ができているか。
	⑤安全確認や災害情報等の結果を速やかに集約し、想定する災害から安全を確保できる予め決めた避難経路や避難場所を判断し、避難の適切な指示となっているか。
	⑥教職員や児童生徒等に避難に関する適切な指示が出されているか。
	⑦避難場所までの教職員の避難誘導が適切にできているか。
	⑧管理職や防災担当者が不在時に避難等の適切な指示が出されているか。
	⑨学校から校地外の避難場所までの避難経路上の課題や、移動にかかった時間に課題はないか。
	⑩学校から校地外の避難場所までの通常の避難経路が使用できない場合に、第二避難経路上の課題や、移動にかかった時間に課題はないか。
	⑪児童生徒等の把握や、けが等により配慮を要する児童生徒等への対応に課題はないか。
	⑫災害時に使用する設備・用具等が使用できる状況にあり、教職員が適切に使用できたか。
	⑬児童生徒等の引き渡しを行う際の、保護者への連絡方法や引き渡し方法に課題はないか。
地域等関係機関との連携	①関係機関等との情報の伝達方法に課題はないか。
	②地域住民とともに避難行動をとる際の課題はないか。
	③学校に地域住民が避難してきた際の学校側の対応や、自治体防災担当部局や地域住民との連携に課題はないか。
	④学校に避難所が開設される場合の学校と自治体防災担当部局や地域住民との連携体制に課題はないか。
児童生徒等への防災教育	①児童生徒等は、地震が発生した際に「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所における安全確保ができているか。
	②児童生徒等は、津波や大雨等に対応した校外等への避難場所を理解しているか。
	③児童生徒等は、登下校中に災害発生した場合の災害種に応じた避難場所を理解しているか。
	④児童生徒等は、教職員の指示を聞き、適切に行動できているか。
	⑤児童生徒等は、自助がなされた後、近くの人と助け合うことができているか。
	⑥避難所が開設される場合に、開設や運営に協力することができているか。(発達段階に応じて)

3-2 地域と連携した避難訓練実施と、地域参画による訓練等の評価・改善

- 自治体や地域住民が主体となった訓練へ学校が参画したり、学校の避難訓練に地域住民が参加したりするなど地域と連携した避難訓練の形態は様々あるが、地域住民等とともに災害発生時の対応を確認し、その課題を洗い出すことで、軌を一に協力した災害対応につなげることができる。
- また、地域と連携した避難訓練における訓練の振り返りに当たっては、学校関係者だけでなく、地域の災害特性をよく知る住民や専門家である大学や関係機関等、第三者による客観的な視点で評価してもらうことは、実効性のあるマニュアルの見直しに向けて大変有効である。
- 以下に、家庭・地域とともにチェックリストを活用して避難訓練を評価し、改善に生かす取組を紹介します。

みやぎ避難訓練指導パッケージ

PDCAサイクルをいかした「避難訓練チェックリスト」

(みやぎ避難訓練指導パッケージ作成委員会)

ダウンロード先 URL <http://drredu-collabo.sakura.ne.jp/checklist>



概要

PDCAサイクルをいかした「避難訓練チェックリスト」は、学校で実施される避難訓練を、保護者や地域住民、関係機関等の第三者に参観・評価してもらう際に使用するものである。評価者には、保護者や地域住民、警察や消防関係者、自治体関係者、大学の教員等の専門家などのほか、校内での自己評価として、教職員や児童生徒等の代表者も評価できるものとなっている。

避難訓練に参加する教職員や児童生徒等の振り返りだけでなく、客観的・多角的な視点からの気づきを踏まえて、避難訓練自体や、マニュアルの見直し・改善に繋げることができる。

避難訓練の評価の重要性

学校が実施する避難訓練の目的には、防災教育として児童生徒等が災害等の危険から安全に避難できるようその実践的な態度や能力を養うことと、マニュアルが実際に機能するかの確認や見直しを行うことである。

避難訓練は、管理職不在等の想定を除いて、基本的に全ての教職員が参加し、かつ各々がマニュアル等に基づく各自の役割を遂行しているため、

The image shows the cover of the 'Miyagi Evacuation Drill Guidance Package'. It features a central PDCA cycle diagram with 'CHECK' (Plan), 'DO' (Do), 'CHECK' (Check), and 'ACT' (Act) stages. To the right, there is a checklist table titled '今日の避難訓練の概要' (Summary of Today's Evacuation Drill) with columns for '実施状況' (Implementation Status) and '実施者' (Implementer). The table includes rows for '避難訓練の種類' (Type of Drill), '避難経路' (Evacuation Route), '避難時間' (Evacuation Time), '避難場所' (Evacuation Location), '避難開始時刻' (Start Time), '避難完了時刻' (End Time), '避難参加者数' (Number of Participants), and '避難参加者名' (Names of Participants). The cover also includes the title 'みやぎ避難訓練指導パッケージ' and 'PDCAサイクルをいかした「避難訓練チェックリスト」'.

紙媒体の「避難訓練チェックリスト(A3,二つ折り,カラー)」は、希望する学校に必要な部数を無償配布しています。

校内の様々な箇所、同時に進行している避難訓練の全体像を客観的に観察し評価することは、簡単なことではない。

そこで、「避難訓練チェックリスト」を活用し、実際に避難訓練に参加した教職員・児童生徒等によるフィードバックだけでなく、第三者による評価を加えていくことで、総合的に避難訓練の見直しを行うことに繋がり、より有益で実践的な気付きを得ることができる。

使い方

①事前の説明・練習

多くの評価者は2～3回の避難訓練評価を経て、スムーズに評価が実施できるようになる。事前に評価についてより詳しい説明を行う場合や、評価をすることに対して不安等がある評価者がいる場合は、避難訓練DVD「PDCAサイクルをいかした実践的な避難訓練」の動画を視聴し、実際の避難訓練の様子を観察しながら、教職員がチェックリストに沿って避難訓練の際に観察するポイント等について解説を行う。動画を視聴しながら練習をすることもできる。このDVDは、学校関係者（大学は除く）に限り無償配布している。



避難訓練DVD「PDCAサイクルをいかした実践的な避難訓練」

(必要な場合は、宮城県教育庁保健体育安全課、もしくは東北大学災害科学国際研究所に連絡を。)

②教職員による避難訓練の概要の説明

「避難訓練チェックリスト」の避難訓練の概要部分に沿って、避難訓練の概要を説明します。

事前に概要を記載した「避難訓練チェックリスト」をコピー配布可。

③「避難訓練チェックリスト」の記入方法の説明

チェックリストの各評価項目を10点満点で評価し、児童生徒等及び教職員の取組に対する所見を記述してもらうことを伝える。その際、避難訓練中に全ての評価・記述項目を書き終える必要はなく、避難訓練後に記入の時間を取る旨を連絡する。避難訓練の開始までに、チェック項目に目を通してもらうとよい。

④避難訓練時の参観場所

職員室における初動や校内災害対策本部の話し合いの様子などを評価する際は、教職員の声が聞こえる距離に近づいて構わない旨を説明する。また、評価者の人数によっては、学校側が評価者ごとに重点的に評価をする学年等をあらかじめ指定するとよい。

⑤スマートフォン・タブレットによる評価入力

「避難訓練チェックリスト」の見開き面のQRコードを読み込むと、希望する評価者は、スマートフォン等で評価・所見を入力することができる。この入力された評価はグラフ化するなど、自校での分析に生かすことができる。

自校のみで分析が難しい場合は、専門家や安全担当主幹教諭・教育委員会等に相談してみましょう。

※評価入力フォームのQRコードは、チェックリスト内に掲載されています。

スマートフォン等による入力フォーム

3-3 課題把握のための視点を取り入れた避難訓練例

□取組例1 地震・津波発生を想定した訓練

【避難訓練で重点的に確認したい課題】 ※「課題把握のための視点（例）より」

◎安全確認や災害情報等の結果を速やかに集約し、想定する災害から安全を確保できる予め決めた避難経路や避難場所を判断し、避難の適切な指示となっているか。

訓練の設定例

- 想定する災害 大規模な地震（震度6弱）発生、津波警報が発表
- 発生の時間帯 休み時間
- 状況 校舎に留まることが危険
- 訓練の工夫 津波発生時に予め避難場所として決めていた校舎屋上か、校地外の高台かの判断する場面を設定し、避難を判断した避難場所に避難行動を取る。
※停電時の情報収集の方法に課題がないか検証することも可能。
※津波が想定されない地域においても、地震の規模による児童生徒等の引き渡しや下校の判断をする場面や、校舎が火災により校舎敷地に留まることが危険である設定で取り組むことも有効。

地震により津波等が想定される場合には、迅速な避難行動が求められます。そのため、避難等の判断に必要な情報を素早く収集し、適切な指示のもと、安全が確保できる避難場所へ避難するために課題はないか検証する必要があります。

重点的に確認したい課題への評価の観点例

- 災害発生情報等を収集する指示が明確か
- 災害発生情報等を迅速に収集し、集約できているか
- 収集した情報（津波警報、津波到達予想時刻、津波の高さ、避難経路の安全確認等）から適切な避難経路や避難場所を判断し、速やかに避難の指示が出せたか
- 避難に関し、教職員や児童生徒等に適切な指示が出されているか 等

評価者例

（校内）教職員、児童生徒等 （外部）教育委員会、自治体防災担当部局担当者、保護者 等

□取組例2 地震・津波発生を想定した訓練（管理職不在時想定）

【避難訓練での主な把握課題】 ※「課題把握のための視点（例）より」

- ◎管理職や防災担当者が不在時に避難等の適切な指示が出されているか。
- ◎児童生徒等の掌握や、けが等により配慮を要する児童生徒等への対応に課題はないか。

訓練の設定例

- 想定する災害 地震（震度6強）発生により、津波警報が発表
（大雨による避難指示の発令場面も考えられる）
- 発生の時間帯 放課後の部活動の時間
- 状況 管理職不在
- 訓練の工夫 代理に指揮を執る優先順位により権限委譲された担当者を中心に、津波発生時に避難場所として決めていた校舎屋上か、校地外の高台かの判断する場面を設定し、避難行動を取る。
※学校外の施設で活動中の生徒がいる場合に課題がないか検証することも可能。
※津波が想定されない地域においても、地震によるけが人の発生や、校舎が火災により校舎敷地に留まることが危険である設定で取り組むことも有効である。

災害発生時に、指揮命令をする管理職や防災担当者が不在でも、予め決めている権限委譲者により、必要な情報を素早く収集し、安全な避難場所へ避難できるように課題はないか検証します。

評価の観点例

- 権限委譲者が災害発生情報等の収集や、各場所で活動中の生徒の安否確認の指示が明確か
- 災害発生情報や生徒の安否等を迅速に収集し、集約できているか
- 収集した情報（津波警報、津波到達予想時刻、津波の高さ、避難経路の安全確認等）から適切な避難経路や避難場所を判断し、速やかに避難の指示が出せたか
- 避難に関し、外部での活動中の教職員や児童生徒等も含め適切な指示が出されているか 等

評価者例

（校内）教職員、生徒 （外部）管理職、防災担当者、部活動指導員、自主防災組織代表、保護者 等

【実践事例】管理職や防災担当者が不在でも、適切な避難指示等の判断や、避難行動につなげる避難訓練

柴田農林高等学校川崎校 「防災アクションカードを活用した避難訓練」

災害発生時の役割ごとに、行うことを優先順位に基づいてリスト化した To Do リストを防災アクションカードという。

アクションカードには役割ごとの To Do の他に、担当者と担当者が不在時の担当順位も明記されている。

訓練の設定例

- 災害の想定 地震・火災
- 発生の時間帯 授業中
- 状況 副校長と養護教諭が不在
- 訓練の工夫
学校で自作した「防災アクションカード」を活用

準備物

- 防災アクションカード（各担当の To Do リスト）
 - 防災アクションカード最低限版（教職員の人数が大幅に足りない場合の最低限 To Do リスト）
 - 災害対応の短い動画（消火栓を用いた消火，仮救護所の設置，119番のかけ方）
- バインダーに挟んだ防災アクションカードを職員室の入り口に準備するとともに，動画はメッセージングアプリを活用して教職員間で共有し，事前に視聴して訓練に臨んだ。

実際の取組

副校長と養護教諭がいない設定で訓練を行った。全体指揮は副校長に代わって教務部長が行い，災害発生直後に集まった教職員にアクションカードを手渡した。安否確認は教務部長に代わって防災主任が担当，負傷者の救護は養護教諭に代わってその時手が空いている人の中から一人がその場で指名されて対応した。

教職員の人数が足りない状況でも，その場で負傷者救護を指示された教員も含めて，アクションカードに従って落ち着いてミスなく対応することができ，防災アクションカードの有効性を確認することができた。

事後の感想

訓練後のアンケートでも，アクションカードの有効性を指摘する声が多かった。また，その場で負傷者救護を指示された教員は「予め動画を見ていたことで落ち着いて対応できた」とのことだった。

今後の対応

今後は学校待機のアクションカード，気象災害時のアクションカードなど，パターンを増やしていく。バインダーでは持ち歩きづらいので，今回の訓練の反省を踏まえてアクションカードの内容を微調整した上でラミネートし，持ち運びしやすくする。また，次回の訓練では防災主任と教務主任がいない設定でやってみたいと考えている。

① 副校長 ② 教務部長 ③ 防災主任 ④ 生徒部長 ⑤ 連絡部長	① 養護教諭 ② 生徒保健部
地震 初期対応 学校管理下	地震 初期対応 学校管理下
災対本部長（全体指揮）	負傷者の救護
1 状況を把握し判断・指示する <input type="checkbox"/> 避難経路（現場）確認の指示 → 報告受ける <input type="checkbox"/> 避難の必要性・場所・経路を判断 → 指示 避難場所 ①校庭（3層付近）②校庭（授課付近）③校舎裏の駐車場 ④体育館 避難経路 ①東西両階段 ②東階段 ③西階段 <input type="checkbox"/> 通報必要か？ → 119（→車両進入時誘導） <input type="checkbox"/> 人員確認（生徒・職員・校外学習・他） <input type="checkbox"/> 負傷者・不明者の把握 → 対応指示 <input type="checkbox"/> 校舎の被災状況把握 → 対応指示 <input type="checkbox"/> 火災発生？ → 2名初期消火指示，119 <input type="checkbox"/> 非常持出品搬出するか？ → 対応指示	1 避難場所に仮救護所を設置する <input type="checkbox"/> AED → 保健室入口左の廊下 <input type="checkbox"/> 救急セット → 保健室扉開けてすぐの机上 <input type="checkbox"/> ブルーシート → 同上 <input type="checkbox"/> 保健室に生徒→避難誘導（職員室に応援要請）
2 災害対策本部会議を招集する <input type="checkbox"/> 会議次第は p 2	2 負傷者の応急手当をする <input type="checkbox"/> 本部への連絡
3 今後の対応の指示・連絡 <input type="checkbox"/> 災対本部会議の結果を受けて今後の対応指示 <input type="checkbox"/> 本校との連絡・調整 <input type="checkbox"/> その他への連絡・対応 県教委・P.T.A・川崎町対策本部・報道機関	3 医療機関への連絡・搬送 <input type="checkbox"/> 本部への連絡 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 医療機関への連絡 → 2 ページ目 <input type="checkbox"/> 搬送の手配（119）
地震 1/2	地震 1/2

実践事例（アクションカード例）



【実践事例】地域住民や関係機関等と連携して災害時の対応を確認する避難訓練 亘理町立逢隈小学校「避難訓練チェックリストを活用した避難訓練」

避難訓練ごとに「避難訓練チェックリスト」を活用した地域住民等による避難訓練の評価を実施している。

避難訓練後には、評価者及び校長・教頭・教務主任・防災主任からなる安全委員会において、評価・所見の共有および改善に向けた話し合いを行っている。

準備物

- 「避難訓練チェックリスト」
(みやぎ避難訓練指導パッケージ作成委員会)
- 避難訓練の実施計画
- 校内の見取り図
- バインダー、筆記用具

参加者

地域の見守り隊員、PTA、地域の防災士、駐在所署員、消防署員、役場の防災担当者、専門家(大学教員)



実際の取組

- ①防災主任による避難訓練計画の説明、「避難訓練チェックリスト」概要部分の記載内容の確認(5分)
- ②校内・校地内の参観場所に移動(発災10分前に評価者の移動開始)
- ③避難訓練の参観・評価
- ④評価者は会議室・校長室等に戻り、「避難訓練チェックリスト」の記入(10分)
- ⑤校長・教頭・教務主任・防災主任等も参加し、安全委員会の開催(60分)
 - イ)教職員の感想等の発表
 - ロ)「避難訓練チェックリスト」に基づき、評価者の評価・所見の発表
 - ハ)評価者から挙げられた課題に対し、教職員・評価者一丸となって改善の方策を検討
- ⑥次回の避難訓練日時の確認・諸連絡、評価者解散
- ⑦職員会議にて、全教職員に評価者からの評価・所見および協議内容の共有

事後の感想

- 児童・教職員が、緊張感を持って避難訓練に臨むことができるようになった。
- よくできているところや改善されたところを、地域住民等に認めて褒めてもらえるので、教職員が自信を持つことができるようになり、子供たちにもより多くのフィードバックができるようになった。
- 学校と地域住民等の間で共通の話題ができ、普段から防災について話し合うようになった。
- 評価者同士の横の繋がりができ、避難訓練に限らず地域に関する事柄全般についても、安全委員会の場を活用し、積極的に意見交換が行われるようになった。
- 地域住民が、進んで、継続的に避難訓練に参加してくれるようになった。
- 校内組織だけでなく、地域のことをよく知る地域住民や専門家等と課題について協議をすることができるので、地域の実情を踏まえたより実践的な方策を検討できるようになった。
- 避難訓練以外の学習についても、地域住民が協力してくださるようになった。
- 学校・評価者同士の信頼関係が築かれ、より建設的な議論ができるようになった。



実践事例



3-4 教職員の災害対応力を高める研修事例

(1) ブラインド型の避難訓練

訓練のねらい

- 災害はいつ起こるか分かりません。災害発生時に教職員も全員がいるとも限りません。そういった観点から、いつ災害が起こっても、児童生徒等の安全が確保できるよう、事前に訓練のシナリオを示さずに行う「ブラインド型の避難訓練」を取り入れることにより、教職員の災害対応力を高める。

訓練の実施に当たって

- 訓練を計画する避難訓練の担当者は、ブラインド型の避難訓練により、どのような課題を確認するかなどの訓練のシナリオを詳細に作成し、管理職等に相談していく必要がある。
- 特に、教職員にあっては、災害発生時においても児童生徒等の安全確保をする立場であることから、急な災害発生に対しても、適切な安全確保の指示及び、災害の規模や被災状況等による臨機応変な避難誘導等につながったかを確認できるように、客観的な視点で評価する教職員を設定しておくことも有効である。

訓練例

1 訓練全般において、災害想定や被災状況等を示さず実施する例

- 教職員や児童生徒等に全くの抜き打ちで実施する方法もありますが、例えば、1週間以内のどこかの時間帯かで実施するなど予告しておく方法もある。
- 訓練開始後に初めて告げられる災害発生状況により、全体指揮者（管理職等）による教職員への指示、教職員による児童生徒等の安全確保や避難誘導の指示等を行う。

2 部分的な「ブラインド型の訓練」を実施する例

- 訓練の一部において、避難訓練の計画に示していない、教職員の臨機応変な対応が求められる状況を追加する方法もある。
- 例えば、想定していた避難経路が封鎖されていること、安否が確認されない児童生徒等がいる、けが人が発生したことなどが考えられる。

(2) 教職員のみ避難誘導等研修

訓練のねらい

- 教職員のみ訓練により、災害発生時の避難誘導等の対応を細かく確認することや、児童生徒の役割の設定により、客観的な視点で評価し、教職員の災害対応力の向上に生かす。

訓練の実施に当たって

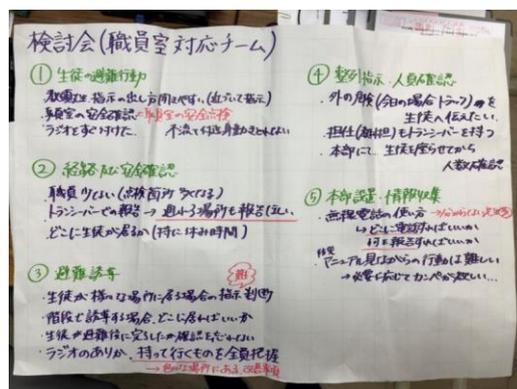
- 教職員のみ訓練では、訓練を通じてどのような課題を確認するかを明確にして実施する必要があります。
- 児童生徒の役割を設定して実施する場合においては、避難誘導等を行う教職員の行動をどのような視点で評価するかを明確しておく必要がある。
- 訓練後には、振り返りの時間を設定し、改善点を共有することで、災害発生時における実効性のある対応につながる。

訓練例

- マニュアルに記載の対応を、実際の行動により確認する。
- 一部の教職員が児童生徒の役割を演じ、想定される災害について、教職員の避難誘導の指示等を確認する。
- 訓練後は、教師役と生徒役から、教職員の指示等で改善点はないか確認する。

訓練を実施した学校の感想

- 今回の訓練により、避難誘導の仕方や具体的な指示等について知ることができた。
- 生徒役の先生からアドバイスをもらい、自分の動きについて再確認できた。



(3) 災害発生時に教職員が果たすべき役割を教職員間で共通理解を図る研修

*本件研修資料は『兵庫県教育委員会』校内研修パッケージ（校内研修資料）〔基礎編〕を一部改編して作成

研修のねらい

在校中の地震発生に備え、あらゆる事態を想定し、教職員が果たすべき役割を教職員間で共通理解する中で、危機管理意識の向上を図り、児童生徒等の安全確保の徹底及び、実効性のあるマニュアルの見直しに生かす。

研修での効果

- 全教職員が災害時の役割を共通理解することで、意識向上につながる。
- あらゆる事態を想定した対策をとっていれば、災害時の臨機応変な対応につながる。
- マニュアルの内容を再認識し、新たに記載しておくべき点を明らかにできる。
- 担当教職員の不在時の対応に生かせる。
- 学校災害対策本部の各班の連携が大切なことに気付くことができる。 など

研修形態

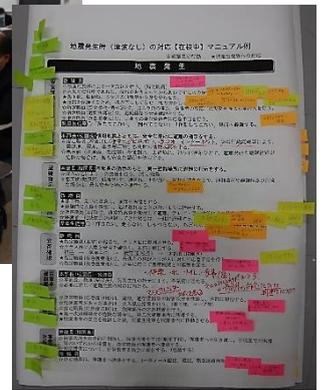
学校災害対策本部の班編制をグループとする。人数が少ない場合、複数班を1グループとする。ただし、意見を活発に出させるため、1班10名以内がよい。

準備物

- 防災マニュアル（各自準備）
- 幅25mmのポストイット（1人20枚程度）
- 防災マニュアル記載の学校災害対策本部各班の役割及び在校中の地震発生時の対応（班数分）
※A3版～模造紙大に拡大した用紙
- パソコン □大型モニター □マジック



令和3年度安全担当主幹教諭研修会での研修の様子



時間 30分程度

研修の進め方（例）

1 「研修の目的」を説明

大規模の地震が発生したとき、学校においては、児童生徒等の安全確保が求められる。そのため、在学中の地震発生に備え、あらゆる事態を想定し、教職員が果たすべき役割を教職員間で共通理解する中で、危機管理意識の向上を図り、児童生徒等の安全確保の徹底や、実効性のあるマニュアルにつなげていく。また、この研修により、全ての教職員が災害時の役割を共通理解することで、日頃の意識向上につながることや、あらゆる事態を想定した対策をとっていれば、災害時に臨機応変な対応につながる、などの効果が期待できることを説明。

2 「研修の進め方」を説明

研修の進め方として、次のように説明

《ステップ1》では、後に示す災害の状況設定をもとに、在学中での地震発生時から児童（生徒）の下校（引き渡し）までに要する時間で、児童生徒に関すること、非構造部材等に関すること、地域の状況に関する事で考えられる状況を、各自が記入。

《ステップ2》では、班内で、各自のポストイットに書いた内容について、対策がとられているか防災マニュアルを確認。模造紙大のものに必要な点を記入。班長進行。

《ステップ3》全体でマニュアルへの追加点等を確認し共有。

副班長発表。

《ステップ4》班ごとの役割等をマニュアルで確認。班長進行。

1. 研修の目的

在学中の地震発生に備え、あらゆる事態を想定し、教職員が果たすべき役割を教職員間で共通理解する中で、危機管理意識の向上を図り、児童生徒等の安全確保の徹底及び、実効性のある防災マニュアルへの見直しに活かす。

【この演習を通して】

- 全教職員が災害時の役割を共通理解することで、意識向上につながる。
- あらゆる事態を想定した対策をとっていれば、災害時の臨機応変な対応につながる。
- マニュアルの内容を再認識し、新たに記載しておくべき点を明らかにできる。
- 担当教職員の不在時の対応に活かせる。
- 学校災害対策本部の各班の連携が大切なことに気付くことができる。 など

2. 進め方

- (1) 《説明》研修の進め方【3分】
- (2) 《ステップ1》災害の状況設定をもとに、在学中での地震発生時から児童生徒の下校（引き渡し）までに、考えられる状況を、各自がポストイット（付箋）に記入【7分】
(例) 避難途中、余震により、廊下のガラス破損
- (3) 《ステップ2》班内で、ポストイットに書いた内容について、対策が必要な点を確認【7分】（班長司会）
※「防災マニュアルの在学中の対応」のページを模造紙大にしたものに対策が必要な点を書き加える。
- (4) 《ステップ3》全体でマニュアルへの追加点等を確認し共有【7分】（副班長発表）
※対応や役割として新たに備えておくべき点等を確認する。
- (5) 《ステップ4》各班ごとの役割等を確認【5分】（班長司会）
- (6) 《まとめ》学校防災体制の一層の充実に向けて【1分】

(4) 災害発生時の対応に生かせる教職員ミニ研修

① 避難訓練 DVD を使った研修

研修のねらい

他校の避難訓練から自校の避難訓練を振り返る際の視点を養い、自校の避難訓練の改善を図るとともに、災害発生時における教職員が取り組むべき対応の学びに生かす。

研修の概要

教職員が他校の避難訓練を参観する機会は、それほど多くないと考えられる。そのため、この研修では、避難訓練 DVD を用い、他校が普段行っている避難訓練の様子を視聴することで、自校の避難訓練を振り返る際の視点を養うことや、自校の避難訓練において検討しなければならない点などの把握に生かすことができる。

避難訓練 DVD には、地震・津波災害対応の避難訓練が2校分(小学校は授業中、中学校は部活動中)収録されている。研修の時間に応じて、一部の場面のみを使用することもできる。

※収録されている避難訓練は、台本等に基づくものではなく、協力校の通常の避難訓練を撮影したものとなっている。

準備物

□「PDCA サイクルをいかした実践的な避難訓練(地震・津波災害対応)DVD」(みやぎ避難訓練指導パッケージ作成委員会)

(同 DVD は、学校にのみに無償配布している。必要な場合は、宮城県教育庁保健体育安全課、もしくは東北大学災害科学国際研究所に連絡を。)

時間 30分(DVDの視聴時間により変更可能)

研修の方法

- ①研修の時間に応じて、避難訓練DVDの中から視聴する箇所を決める。
- ②避難訓練 DVD「テロップなし版(演習用)」を視聴する。
- ③3~5名のグループで気付いたことを話し合う。
- ④全体で共有する。
- ⑤自校の避難訓練やマニュアルにおける検討箇所を整理する。

研修を行った感想(石巻市立青葉中学校より)

他校での避難訓練の様子などを DVD で視聴しながら研修を進めていただいた。避難訓練時に気を付けなければいけない点や、それぞれの学校での工夫している点などのポイントが大変参考になった。

夏休み中の研修会だったので、2学期以降の避難訓練に、今回、研修した内容を取り入れ、様々な想定で実施することにもつなげることができ、大変有意義な研修であった。

避難訓練動画(演習※テロップなし)



「授業中の発災を想定した訓練」の一コマ

② 見たまま伝言研修

研修のねらい

災害発生時の情報の正確な伝え方のスキルを身に付ける。

研修の概要

事故・災害等の現場において第一発見者となった際、その状況を漏れなく他の教職員に伝達することや、警察・消防等に正確に通報することは、その後の対応を円滑に進める上で、大変重要なことである。教職員自らが情報の発信者・受信者の立場となり、情報を正確に伝えることの難しさ、何を伝えるべきなのか、どのような視点で伝えるべきなのか等を考える。

この研修では図や絵を使い、そこに書かれているものを、ペアの先生に伝える練習を行う。

準備物

- 図もしくは絵（白黒・カラーどちらも可、複雑なものにすると難易度を上げることができます）2パターン以上
- 紙
- 鉛筆、色鉛筆

時間 20分

研修の方法

- ① ペアをつくる。
- ② 説明者が、お題となる図や絵が見える位置に座り、作図者は、図や絵が見えない位置に座る。
- ③ 説明者は、お題の図や絵を見ながら、短時間でできる限り正確に伝える（3～5分）。
- ④ 作図者は、用意した紙に、説明者の説明の通りに作図する。
- ⑤ お題を作図者に見せ、答え合わせをする。
- ⑥ 別のお題を用意し、説明者と作図者を交代し繰り返す。



（大和町防災安全研修会での研修の様子）

研修を行った感想

ペアになって一方が絵本の情報を相手に伝え、伝えられた方は、その情報を頼りに絵で内容を描写する研修を体験した。緊急時は的を射た報告が大切であることが分かった。

③ トランシーバーを用いた不明者搜索等研修

研修のねらい

災害発生時に生かせるトランシーバーの通信可能な個所を把握するとともに、不明者の搜索等に活用できる技能の向上を図る。

研修の概要

学校にトランシーバーを設置している場合、校舎や校地において、たとえ同じような距離の地点であっても聞き取りにくい場所がないかを、事前に把握しておくことが重要である。加えて、トランシーバーは、離れた場所にいる複数の相手に対して情報を発信する道具であるため、誰が誰に対し情報を伝えているのか、返答を求めているのか、報告をしているのか、質問をしているのか等を明確にしながらか話をする必要があるのである。

この研修では、トランシーバーの通信可能及び不可の個所を把握するとともに、避難訓練における「不明者の搜索」の場面を切り取り、校地内で不明者が発生した設定で、トランシーバーを用い各自が情報を伝達・共有しながら、不明者を発見する練習を行う。

準備物等

- 防災マニュアル
- トランシーバー
- 不明者役の教員

時間 20分

トランシーバー使用の留意点		
【ペアワーク】 次のA・Bのイラストについて、ペアの先生に見たまま正確に伝えてください（30秒）。		
	出題	回答
第1問	A	B
第2問	B	A

研修の方法

①トランシーバーを使う際の自校のルールを確認する。

例えば、……………

★話し手は、最初に、自分の名前を言う。

★話し手は、次に、伝えたい相手の名前を言う（全員に対するときは、「全教職員に」と言う。）

★自身の発言を終えるときは、「以上です。」と言う。

★自身の発言に、返答がほしいときは、「〇〇先生、教えてください。」と言う。

「例:こちら山田です。田中先生、聞こえますか。~~~~~以上です。」

②不明者役の教員が校舎・校地内に隠れる。

③防災マニュアルに従い、搜索の配置につく。

（指定の担当者が不在の場合もあるので、マニュアルに明記されている担当者以外も研修の必要がある。）

④校内災害対策本部と各地点の搜索担当者がこまめに連絡を取り合いながら、不明者役の教員を搜索する。

搜索担当者は、搜索終了個所を随時、本部に報告し、本部は校内地図等に記入しながら、まだ探していない場所・探すべき場所等を全体に指示する。また、搜索担当者は、自分が向かっている場所・経路を全体に共有しながら、必要な場合は他の教職員に分担の指示をするなどし、校舎・校地をくまなく搜索検索できるようにする。

⑤10～15分の時間を設定し、見つかっても見つからなくても職員室に戻る。

⑥全体の振り返りに加え、トランシーバーの音が届きにくい個所がなかったかも忘れずに確認する。



④ 和文通話表「あいうえお」研修

研修のねらい

非常時の言葉の言い間違い、聞き間違いを防ぐ。

研修の概要

「サトウさん」、「カトウさん」、「イチ」、「シチ」など、対面で話をしているときにも、聞き取りづらい言葉はあります。これらの言葉は、電話の場合であれば、より聞き取りにくくなるのが考えられ、パニックになっている状況では、言い間違い、聞き間違いが生じないように気を付ける必要がある。

この研修では、無線局運用規則で制定された「和文通話表」を用い、非常時の言葉の言い間違い、聞き間違いを防ぐ練習をする。

なお、「和文通話表」をそのまま覚える必要はなく、間違いやすい言葉を伝える場合に、自身の「和文通話表」を考え、間違いを回避できる手段を練習しておくことが大切となる。

準備物

- 和文通話表(インターネットからダウンロードできます)
- お題となる聞きなれない単語(10個程度、簡単なものから複雑なものまで)

時間 20分

研修の方法

- ①和文通話表について説明する。
- ②ペアをつくる。
- ③出題者がお題を黒板に書き、片方の先生がお題の単語について、和文通話表と照らし合わせながら、相手の先生に伝える。伝えられた先生は、復唱する。
例:お題「カストル」の場合「為替のか、すずめのす……」等
- ④交代する。
- ⑤もう一度③④をくり返す。
- ⑥次は、与えられたお題について、和文通話表を見ずに、各自の思いつくものを例に、単語を相手の先生に伝える。伝えられた先生は、復唱する。
例:お題「アンタレス」の場合、「小豆のあ、最後のん……」等
- ⑦交代する。
- ⑧あと2回⑥⑦をくり返す。

☆手引作成に当たって参考とした資料一覧☆

【宮城県教育委員会発行資料】

- みやぎ学校安全基本指針「追補版」(令和3年4月)
- 子供たちの命を守る新たな学校防災体制の構築に向けて
(令和2年12月宮城県学校防災体制在り方検討会議)
- 学校再開ハンドブック(平成30年2月)
- みやぎ防災教育副読本「未来への絆」高等学校(平成28年3月)
- みやぎ学校安全基本指針(平成24年10月)

【文部科学省発行資料】

- 学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集(令和3年6月)
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(令和3年6月)
- 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために(令和2年3月)
- 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(令和2年3月)
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成31年3月改訂版)
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月)
- 学校事故対応に関する指針(平成28年3月)
- 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年3月)
- 平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に係る調査報告書(平成24年3月)

【都道府県等発行資料】

- 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月 内閣府(防災担当))
- 学校防災活動マニュアルの作成指針(令和3年4月改訂版 神奈川県教育委員会)
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン(令和3年5月改定 内閣府)
- 教育委員会危機管理マニュアル(令和3年4月 岩手県教育委員会)
- みやぎ地域防災のアイデア集(令和3年3月 宮城県)
- あいちの学校安全マニュアル(令和3年3月 愛知県教育委員会)
- 令和元年東日本台風 宮城県の災害対応の記録とその検証(令和3年3月 宮城県)
- 学校危機管理の手引(原子力災害発生時の対応編)(令和2年9月改定版 島根県教育委員会)
- 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月 宮城県)
- 学校安全の手引(令和2年3月 千葉県教育委員会)
- 災害時気象報告令和元年東日本台風等による10月10日から10月26日にかけての大雨・暴風等(令和2年3月 気象庁)
- 学校防災マニュアル(令和元年度改訂版 兵庫県教育委員会)
- 学校における原子力災害対応の手引(平成31年1月 茨城県教育委員会)
- 指定緊急避難場所の指定に関する手引き(平成29年3月 内閣府)
- 大川小学校事故検証報告書(平成26年2月 大川小学校事故検証委員会)

【学校防災マニュアル見直しの手引作成委員】

○委員名簿

(順不同)

石巻市立湊小学校	教諭	相澤	洋之
石巻市立青葉中学校	主幹教諭	飯野	泰志
石巻市立石巻中学校	主幹教諭	勝又	貴光
宮城県気仙沼向洋高等学校	教諭	岸	貴司
東北大学災害科学国際研究所	准教授	佐藤	翔輔
東北大学災害科学国際研究所	教授	佐藤	健
東北大学災害科学国際研究所	准教授	柴山	明寛
気仙沼市立大谷小学校	主幹教諭	菅原	基
宮城県教育庁特別支援教育課	副参事(班長)	杉浦	誠一郎
岩沼市立玉浦中学校	教諭	高橋	健一
大崎市立古川第五小学校	教頭	千葉	貴浩
宮城県涌谷高等学校	教諭	津守	大智
丸森町立館矢間小学校	主幹教諭	野田	豊
宮城教育大学	講師	林田	由那
宮城県柴田農林高等学校川崎校	教諭	山口	裕之

○事務局

宮城県教育庁保健体育安全課 学校安全・防災班

【問合せ先】宮城県教育庁保健体育安全課 学校安全・防災班

電話 022-211-3669 電子メール hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

学校防災マニュアル見直しの手引

参考資料

(ページ)

参考資料1 学校の災害リスク整理表

1

参考資料2 気象庁が発表する気象情報等

2

参考資料3 気象警報・注意報や天気予報の発表区域について、段階的に発表される防災気象情報
と対応する行動

3

参考資料4 避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にしたい情報サイト

4

参考資料5 学校保健安全法施行規則で求める3種類の安全点検

5

参考資料6 点検すべき項目例, 安全点検の実施例

6

参考資料7 災害等に備えた備品・備蓄品(例)

7

参考資料8 「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

8

参考資料9 実践的な避難訓練計画の考え方(例)

9

参考資料10 避難を想定する現象別の一次避難・二次避難・三次避難(例)

10

参考資料11 地震・津波・大雨等に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準(例)

11

(PAZ・準PAZ・UPZに位置する学校の原子力災害時の対応含む)

参考資料 I

学校の災害リスク整理表

学校の想定される災害リスクにはどのようなものがあるか、以下の整理表を参考に、学校が所在する自治体のハザードマップ等から確認してまとめ、マニュアルの冒頭等に備えておくことをお勧めします。なお、ハザードマップ等が更新された際には、新たに書き換えを行ってください。

あなたの学校の災害リスク整理表（一部抜粋）

過去の被害状況						
災害名	学校の被害状況や所在する地域の被害状況					
宮城県北部地震	震度5弱の揺れで、学校周辺の家屋の多くは、ブロック塀の倒壊など被害が多かった。					
東日本大震災	道路に亀裂が入る被害。地域には50mの津波が押し寄せた。幸い学校敷地内の津波被害はなかった。					
令和元年東日本台風	道路が冠水し、通行止め箇所が多くあった。近くの〇〇川は氾濫危険水位まで達していた。					
基本情報						
学校の標高	2 m					
校舎階数（高さ）	2階	屋上有無	無	避難可能な階までの高さ		3 m
避難所指定の有無	有	対象の災害	地震	土砂災害	洪水	
避難場指定の有無	有	対象の災害	地震	土砂災害	洪水	
自治体発表の各種ハザードマップ想定（学校及び学校周辺のリスクで該当するものは何か）						
大雨による洪水被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
対象となる河川	① 北上川	② 旧北上川				
河川から学校までの距離	① 1 k m	② 2 k m				
学校の浸水深	5 m ※最大想定					
その他の情報（周辺の状況等）	学校及びその周辺が低地である。 （周辺の河川の状況等）その他の河川も雨量が多い（令和元年東日本台風時）と、すぐ溢れそうになる。					
土砂災害による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
被害想定場所	校舎	その他（体育館）				
警戒区域の別	土砂災害警戒区域					
想定した土砂災害の別	急傾斜地					
その他の情報（周辺の状況等）	大雨警報が発表されると、度々、土砂災害警戒情報が発表される場所である。					
津波による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
海（河川）から学校までの距離	3 k m					
学校の浸水深	0.5～1 m ※最大想定					
その他の情報（周辺の状況等）	海側には、住宅やマンションなどが建ち並び、海を見ることができない。					
噴火による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
対象の活火山	蔵王山					
火口からの学校までの距離	1.5 k m					
融雪型火山泥流想定の有無	有	泥流到達予想時間	約 60 分後			
降灰想定の有無	有	降灰の量	10 c m			
その他の情報（周辺の状況等）	融雪型火山泥流が想定されている川が学校から50mと近い。 融雪型火山泥流が、20c m想定されている。					
原子力災害による防護措置（地域防災計画作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）					
その他の情報（周辺の状況等）	学校周辺は、津波の浸水が想定される地域でもあり、複合的に発生した際には、児童を保護者に引き渡すよりも津波からの安全確保を最優先した避難行動を取らなければならない。					

参考資料2

気象庁が発表する気象情報等

気象庁ホームページより抜粋

特別警報	<p>予想される現象が特に異常であるため<u>重大な災害の起こるおそれ</u>が著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪の特別警報がある。なお、地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p>
警報	<p><u>重大な災害の起こるおそれのある旨</u>を警告して行う予報。</p> <p>気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪、洪水の警報がある。なお、地面現象及び浸水警報は、その警報事項を大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）に含めて行われる。</p>
警報級	<p>警報基準以上。</p> <p>用語【「警報級の大雨」、「警報級の大雪」、「警報級の高波」】</p>
注意報	<p>災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。なお、地面現象及び浸水注意報は、その注意報事項を大雨注意報に含めて行われる。</p>
指定河川洪水予報	<p>国土交通大臣又は都道府県知事と気象庁長官が共同して、河川の増水や氾濫に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報。</p>
〇〇川氾濫注意情報	<p>住民の避難行動に関連し、河川の氾濫の発生に対する注意を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル2相当】。</p>
〇〇川氾濫警戒情報	<p>住民の避難行動に関連し、避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル3相当】。この情報により市町村は高齢者等避難の発令を判断する。</p>
〇〇川氾濫危険情報	<p>住民の避難行動に関連し、いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル4相当】。この情報により市町村は避難指示の発令を判断する。</p>
〇〇川氾濫発生情報	<p>住民の避難行動に関連し、氾濫水への警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル5相当】。氾濫している地域では命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報が発表され、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表される情報。</p> <p>現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。</p>
早期注意情報 (警報級の可能性)	<p>警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の2段階で伝える情報。</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況</u>となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表している。</p>

大雨など気象災害のおそれがある場合、事前に様々な防災気象情報（注意報・警報等）が発表されます。気象庁では、「重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるとき」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。さらに近年では、「今後、特別警報を発表する可能性がある」などというように、予告的に注意が呼び掛けられることもあります。

参考資料3

気象警報・注意報や天気予報の発表区域について

気象庁ホームページより抜粋

警報や注意報は、市町村単位で発表される。なお、天気予報は、宮城県の場合、「東部」と「西部」で発表される。

県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
宮城県	東部	気仙沼地域	気仙沼市, 南三陸町
		石巻地域	石巻市, 東松島市, 女川町
		登米・東部栗原	登米市, 栗原市東部
		東部大崎	大崎市東部, 涌谷町, 美里町
		東部仙台	仙台市東部, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理町, 山元町, 松島町, セケ浜町, 利府町, 大和町東部, 大郷町
		東部仙南	角田市, 大河原町, 村田町, 柴田町, 丸森町
	西部	西部栗原	栗原市西部
		西部大崎	大崎市西部, 色麻町, 加美町
		西部仙台	仙台市西部, 大和町西部, 大衡村
		西部仙南	白石市, 蔵王町, セケ宿町, 川崎町

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保! <small>・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。</small>	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	大雨特別警報 氾濫発生情報 <small>キキクル (危険度分布)</small>	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難!>					
4	危険な場所から全員避難 <small>・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</small>	避難指示 第4次防災体制 <small>(災害対策本部設置)</small>	土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報	極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 <small>・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</small>	高齢者等避難 第3次防災体制 <small>(避難指示の発令を判断できる体制)</small>	<small>※1</small> 大雨警報 洪水警報 <small>高潮警報に切り替える可能性が高い</small> 注意報	警戒 (警報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 <small>・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。</small>	第2次防災体制 <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small> 第1次防災体制 <small>(連絡要員を配置)</small>	<small>大雨警報に切り替える可能性が高い</small> 注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	注意 (注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	<small>・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認</small>	早期注意情報 (警報級の可能性)		

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫) が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

参考資料4

避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にしたい情報サイト

★:避難等の判断をする際に情報収集の参考としたいサイト

PC デスクトップ上のアイコン設定や携帯電話(スマートフォン)のホーム画面に追加するなど、いつでも使用できる状態にしておくことが有効です。

	関連ホームページ	概要	QR コード
1	ハザードマップポータルサイト (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ○身の回りの災害リスクを確認できる。 ○災害リスク情報, 土地の特徴等を確認できる。 ○各市町村のハザードマップへリンクできる。 ○避難場所, 避難所の確認ができる。 	
https://disaportal.gsi.go.jp/			
2	川の防災情報★ (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ○川の水位をライブカメラで確認できる。 ○市町村や川の名前で検索できる。 ○自治体からの避難情報等も確認できる。 	
https://www.river.go.jp/index			
3	宮城県の防災情報★ (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県への発表中の防災情報, 警報・注意報(今後の水位), 早期注意情報, 気象情報, 雨雲の動きが確認できる。 ○調べたい市町村ごとに確認できる。 	
https://www.jma.go.jp/bosai/#pro&disp=panel.warning_time_series.probability.information.forecaster_comment.radar.snow.amedas_table&col=dhdhdhdhdhd&row=b4b4b4&area_type=offices&area_code=040000			
4	キキクル【危険度分布】★ (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害, 浸水害), 洪水警報の危険度分布が確認できる。 ○下記アドレスと QR コードは, 洪水警報の危険度分布が表示。HP 内で, 大雨警報(土砂災害, 浸水害)に切り替え可能。 	
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:10/lat:38.339502/lon:140.533676/colordepth:normal			
5	宮城県土木部総合情報システム★ (宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> ○河川流域情報では, 雨量, 河川の水位, 河川予警報, 気象情報等が確認できる。 ○砂防情報では, 土砂災害警戒区域の現況や, 蔵王山の現況が確認できる。 	
https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen30Servlet			
6	治水地形分類図 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> ○[土地の成り立ち・土地利用内] 扇状地, 自然堤防, 旧河道, 後背湿地などの詳細な地形分類及び堤防などが確認できる。 <p>※詳細は, 東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センター復興防災マップづくり実践の手引き本編を参照 http://drredu-collabo.sakura.ne.jp/mapping/tebiki/honpen_download</p>	
7	自分で作る色別標高図 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> ○[標高・土地の凹凸内] 標高による色の設定ができ, 目的に合わせた色別標高図を作成することにより, 避難経路等の標高が確認できる。 <p>※詳細は, 東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センター復興防災マップづくり実践の手引き本編を参照(同上)</p>	
https://maps.gsi.go.jp/#6/36.057981/129.792480/&base=std&ls=std&disp=1&vcs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m			

※最新のハザードマップや、「避難指示等の避難情報」の発令状況は、自治体のホームページ等から確認できます。

参考資料5

学校保健安全法施行規則で求める3種類の安全点検

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の 安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が使用する施 設・設備及び防火、防災、 防犯に関する設備など	毎学期1回以上、幼児、児童、 生徒又は学生が通常使用す る施設及び設備の異常の有 無について系統的に行わなけ ればならない(規則28条第1 項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が多く使用す ると思われる校地、運動 場、教室、特別教室、廊下、 昇降口、ベランダ、階段、便 所、手洗い場、給食室、屋 上など	明確な規定はないが、各学校 の実情に応じて、上記(規則 28条第1項)に準じて行われ る例が多い
臨時的 安全点検	必要があるとき *運動会や体育祭、学芸会や 文化祭、展覧会などの学校行 事の前 *暴風雨、地震、近隣での火災 などの災害時 *近隣で危害の恐れのある犯 罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を 設定	必要があるときは、臨時に、安 全点検を行う(規則28条第2 項)
日常の 安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活 動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点 検を行い、環境の安全の確保 を図らなければならない(規 則29条)

参考資料6

点検すべき項目例

<p>《防災の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 書棚・家具等の壁・床への固定 警報装置や情報機器等の作動 避難経路・避難場所 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など) 遊具等の劣化 等 	<p>《交通安全の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道や路側帯の整備状態 車との側方間隔 車の走行スピード 右左折車両のある交差点 見通しの悪い交差点 沿道施設の出入口 渋滞車両・駐車車両の存在 等
<p>《防犯の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者侵入防止用の設備 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 避難経路の複数確保 出入口の施錠状態 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など) 等 	<p>《校内事故防止の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 窓・バルコニーの手すり等の劣化 防球ネット、バスケットゴール等の工作物・機器等の倒壊や落下等の防止 エレベーター・防火シャッター等の作動確認 駐輪場の駐輪方向と傾斜の関係や地面の凹凸等の確認 等

安全点検の実施例

教職員により実施する安全点検における危険箇所の把握は、以下の方法を参考に計画的に実施しましょう。安全点検等の実施時期、対象、担当、様式を整理しておきましょう。異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくことなども情報共有・経過観察の際に有効な手段となります。

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 *毎月実施対象:上記の 箇所等 *每学期実施対象:非構造部材の劣化状況等	〇〇	安全点検表*1 (教室等、プール、運動場・校地、遊具等、避難経路・避難場所など) →安全点検集計表で集計
	家具の耐震性の点検 *年1回実施	〇〇	*1安全点検表を活用したり、別に作成したりしている点検表
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 *全て每学期実施対象	〇〇	校区マップ
臨時点検	学校行事前後 (校内施設・設備)	〇〇	*1安全点検表を活用したり、別に作成したりしている点検表
	災害時(校内施設・設備)	〇〇	*1安全点検表を活用したり、別に作成したりしている点検表
日常点検	通常の授業日(授業で使用する施設・設備)	全教職員	

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)に一部加筆して作成

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、所管されている教育委員会が策定した点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施しましょう。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版)」

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>



参考資料7

災害等に備えた備品・備蓄品(例)

(1) 学校全体としての備品・備蓄品
○救命救急, 応急手当用品 ・AED ・応急手当セット(複数) ・担架
○避難用品 ・防護用品(ヘルメット 等) ・誘導・人員点呼用備品(ハンドマイク, ホイッスル 等) ・誘導灯
○情報通信機器 ・携帯型ラジオ ・トランシーバー ・携帯テレビ(ワンセグ) ・防災行政無線移動系端末 ・衛星携帯電話 ・災害時用公衆電話
○防火用品 ・消火器
○停電対応用備品 ・乾電池, 非常用電源, 乾電池式充電器, モバイルバッテリー 等 ・懐中電灯, ろうそく, 電池式ランタン 等
○上下水道被災時の備品 ・簡易トイレ, 携帯トイレ 等 ・衛生用品(消毒液, ウェットティッシュ, マスク 等)
○学校待機・宿泊のための備蓄品 ・毛布, 寝具 ・防寒・避暑用品 等
(2) 児童生徒等・教職員個々人の備蓄品等
○食料, 飲料(アレルギー対応食等も含む)
○個人的に必要な医薬品等(生理用品, 薬, エピペン®, その他)

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)に一部加筆して作成

参考資料8

「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

関連各法で作成が義務付けられている「避難確保計画」に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルで記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます。危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありませんので、必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に「避難計画」として記載しましょう。

記載すべき事項※ ₁		学校の危機管理マニュアル等との関係※ ₂	
1	計画の目的	・避難確保計画の目的 ・根拠となる関連法	○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法
2	計画の報告	・避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告	▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告
3	計画の適用範囲	・避難確保計画の対象となる施設の利用者等の範囲・人数 ・計画の見直し ・事前休業の判断	○学校の現状(児童生徒等, 教職員の人数) ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断
4	防災体制	・防災体制の基準(参集基準等), 体制	○教職員の非常参集基準・体制 ○警戒本部, 対策本部の基準・体制
5	情報収集・伝達	・収集する情報の種類, 収集手段 ・施設内関係者間, 施設利用者への情報伝達手段	○情報収集の内容, 収集手段 ○教職員間, 保護者等への情報伝達手段
6	避難誘導	・避難場所, 移動距離, 避難手段 ・避難経路 ・避難に要する時間	▲避難場所, 移動距離, 避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間
7	避難の確保を図るための施設の整備	・避難誘導等に用いる資器材等の一覧	○備品・備蓄品一覧(内, 避難に関連する資器材等)
8	防災教育及び訓練の実施	・定期的な研修, 訓練の実施 ・教育訓練計画の作成	○教職員の研修, 訓練 ○児童生徒等への安全教育
9	防災教育及び訓練の年間計画	・防災教育・訓練の項目, 内容, 実施予定時期	○学校安全計画
10	利用者緊急連絡先一覧表	・施設利用者の緊急連絡先一覧	○児童生徒等(保護者)の緊急連絡先一覧
11	緊急連絡網	・施設職員の緊急連絡網	○教職員の緊急連絡網
12	外部機関等の緊急連絡先一覧表	・市町村担当部局, 警察, 消防等の連絡先一覧	○関係機関連絡先一覧
13	対応別避難誘導一覧表	・避難支援が必要な利用者等の個別対応内容, 移動手段, 担当者	○児童生徒等名簿(点呼用) ▲要支援児童生徒等個別避難計画
14	防災体制一覧表	・防災体制図	○警戒本部, 対策本部の体制
15	施設周辺の避難地図	・施設周辺の避難経路図	▲避難経路図

※₁ 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」(令和2年6月)による。番号欄が青色網掛けとなっている項目(No.1~8, 15)は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。なお、活火山法に基づく避難確保計画については、別途、内閣府より作成の手引が示されているが、記載すべき事項はおおむね上記と同様である。

※₂ ○印:危機管理マニュアル(避難計画以外の箇所)又は関連計画が該当する事項

▲印:危機管理マニュアルで「避難計画」として記載すべき事項

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)より抜粋

参考資料9

実践的な避難訓練計画の考え方(例)

以下の組み合わせ等を参考に、避難訓練の実施を計画する。ただし、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。

災害		予告の有無		他の条件
地震①(津波危険あり) ②(火災あり)	×	予告あり	×	避難経路一部使用不可
大雨①(浸水危険あり) ②(土砂災害危険あり)		予告なし		管理職不在
				電話不通・停電あり
				朝学習／休み時間／清掃／放 課後／部活動
				校舎危険のため使用不可
				保護者への引き渡し

※自治体が開催する総合防災訓練に学校として参加する機会があれば、それを盛り込んだ訓練計画を検討しましょう。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）に一部加筆して作成

参考資料 10

避難を想定する現象別の一次避難・二次避難・三次避難(例)

事象	想定される状況等	一次避難 (その場で身を守る)	二次避難 (校庭・上階等へ)	三次避難 (校外へ)
火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火, 近隣地域からの延焼	—	○	○
地震	地震動による備品の落下, 液状化, 学校施設の損壊・倒壊	○	○	○
二次災害としての火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火	—	○	○
津波	津波被害, 浸水	—	○	○
風水害	台風, ○○川の氾濫, 高潮, 局地的大雨, 内水氾濫	—	○	○
土砂災害	△△地域の土砂災害	—	○	○
突風, 竜巻, 雷	突風, 竜巻による施設・設備の損傷, 落雷による外傷	○ (屋内退避)	—	—
火山災害	○○山の噴火(火砕流, 火山灰等)	—	○	○
原子力災害	原子力発電所からの放射性物質漏洩	○ (屋内退避)	○	○
弾道ミサイル発射	Jアラートによる情報伝達	○ (屋内退避)	—	—

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)より抜粋

参考資料 11

地震・津波に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準(例)

判断する状況		在校時 (引き渡し等のルール)	在宅時	登下校時
学校を含む地域の震度	5弱以上	<p>○保護者が来るまで学校に待機させる。</p> <p>※時間がかかっても保護者が来るまでは、児童生徒等を学校に保護しておく。</p> <p>※ただし、各種情報を基に学区内に被害発生なしと判断され、教職員の巡回等により、通学路の安全確認の場合は、集団下校とする場合もある。</p>	○学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	○安全な場所に避難し、揺れが収まったら、学校または家の安全な方へ避難する。(物につかまりたいと感じるような揺れや、それ以上の強い揺れを感じた場合)
	4以下	<p>○原則として、集団下校させる。</p> <p>※但し、保護者との事前協議で、災害時に保護者への引渡しを行うこととしている児童を除く。</p>		
津波浸水域 (沿岸部の河川付近の学校等)	大津波警報 ・ 津波警報	<p>○保護者への引き渡しを行わず、避難(学校待機)とする。</p> <p>※保護者が引き渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。</p> <p>※警報が解除され、安全が確保された後に引き渡しを行う。</p>	<p>○警報が発表された場合は、津波に対応した避難場所に避難する。</p> <p>○警報・注意報が解除されても、校区及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。</p>	
	津波注意報	○津波の到達予想時刻等を考慮して引き渡しを判断する。		

大雨に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準検討(例)

大雨に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準の検討に当たっては、雨の情報や自治体が発令する避難情報、または被害を及ぼしかねない河川の水位の状況及び今後の見通し等に関する情報を総合的に勘案し、児童生徒等が引き渡しや下校時等に災害に巻き込まれないように判断する必要がある。

以下は、台風接近等による大雨に関して、学校の災害特性等を踏まえ、下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準を、「タイムライン」の手法を用いて検討した参考例です。

なお、局地的大雨においては、事前に警報等の発表がなされないことがあるため、気象情報のみに頼らず、身近な前兆現象など気象状況の急激な変化を基に、児童生徒等の安全を最優先とする対策が取られるよう検討する。

警戒レベル	雨の情報 【気象庁から発表】	避難の情報 【自治体が発令】	河川の氾濫情報 【東北地方整備局 〇〇川河川事務所から発表】		学校の対応		
			〇〇町 〇〇川 水位△ △観測所	〇〇川 □km 水位計	体制	活動内容	
						□在校時	■夜間や休業時
1	台風情報 早期注意情報（警報級の可能性）					□職員の連絡体制確認	
2	大雨注意報 洪水注意報 キキクル（注意）		氾濫注意 水位（〇. 〇m）		注 意 体 制 確 立	□洪水予報等の情報収集	■洪水予報等の情報収集
3	大雨注意報（夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報） 洪水警報 大雨警報（土砂災害） キキクル（警戒）	高齢者等 避難	避難判断 水位（〇. 〇m）		警 戒 体 制 確 立	□気象情報、交通機関運行情報等を基に総合的に対応を判断（状況に応じて授業打ち切り、生徒帰宅の是非等） □保護者への対応の事前連絡 □資機材の準備（□避難誘導）	■登校時に危険であるなど事前の判断が可能で、校長が必要と認めた場合は臨時休業とする。（公共交通機関が計画運休も同様） ■職員は自宅待機とし、状況により出勤の連絡とする。
4	土砂災害警戒情報 キキクル（非常に危険、極めて危険）	避難指示	氾濫危険 水位（〇. 〇m）	危険水位	非 常 体 制 確 立	□情報収集 □避難誘導（各教室）及び待機 □保護者が迎えに來られない場合や、居住地及びその途中が危険な場合は学校待機 □施設・設備等の点検、被害状況を把握	■臨時休業（登校時に危険であるなど事前の判断が可能の場合） ■生徒の居住地における避難情報等を踏まえ、安全確保を最優先した対応とする。 ■職員は自宅待機とし、状況により出勤の連絡をする。 ■生徒及び教職員の安否確認（電話やメール等）
5	大雨特別警報	緊急安全確保	氾濫発生	氾濫発生		□避難完了済	■臨時休業

※待機や下校等の判断については、気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後〇時間以内に予想される最大雨量が〇〇mmも参考にする。

※避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により安全確保を主体的な判断に基づき体制を確立する必要がある。

※「マイ・タイムライン」の作成事例等は、国土交通省ホームページに紹介されています。

また、県内でも、一部の自治体のホームページに、地域の実態に応じた学校でも活用しやすい「マイ・タイムライン」のひな形が紹介されておりますので、御確認ください。



国土交通省ホームページ

噴火に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準（例）

○噴火警戒レベル4・5の居住地にある学校においては、在校時に噴火警戒レベル5（避難）が発表された際は、「保護者への引き渡しを行わず、学校待機とする」

※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。

PAZ・準PAZ・UPZに位置する学校の原子力災害時の引き渡し等の対応（例）

緊急事態の区分	対応の概要
警戒事態（AL）	<p>【PAZ・準PAZ・UPZ共通】</p> <p>○安全を確認した上で保護者のもとに帰宅，又は引き渡すまで学校に待機させ迎えに来た保護者に引き渡すなど保護者への引き渡しを実施する。</p>
施設敷地緊急事態（SE）	<p>【PAZ・準PAZ】</p> <p>○保護者への引き渡しができなかった場合は，県・市町により手配されたバス等で避難させ，避難先*で保護者に引き渡す。</p>
全面緊急事態（GE）	<p>【UPZ】</p> <p>○保護者への引き渡しは行わず，屋内退避を実施する。</p> <hr/> <p>【UPZ】</p> <p>○空間放射線量率の測定結果に応じて避難・一時移転の指示があった場合は，手配されたバス等により避難・一時移転させ，避難先*で保護者に引き渡す。</p>

*各自治体では，UPZ外における避難先市町村が決まっている。